
令和6年大和町議会9月定例会議会議録

令和6年9月4日（水曜日）

応招議員（16名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 1 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	1 4 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	1 6 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	兄 玉 安 弘 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君
子ども家庭 課 長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君	商工観光課 企業立地推進 室室長補佐兼 企業誘致係長 兼商工観光課 課 長 補 佐	本 木 祐 二 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	佐 藤 みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 （今野善行君）

皆さん、おはようございます。

時間前ではありますが、皆様おそろいでありますので開会してよろしいでしょうか。

それでは本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番渡辺良雄君及び12番槻田雅之君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 （今野善行君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

4番平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

改めましておはようございます。

9月定例議会3日目となりましたが、昨日帰宅後、すぐに防災情報や防災無線の内容のメール配信のLINEが私の携帯電話に届きました。ちょうど夕方のニュースで天気予報で台風情報が流れているので、少なからず町民の方々に登録された方がいると思います。職員の皆様の仕事は町民の生活を支え、守るものと考えております。どうか誇りを持って邁進され、私もその取組に寄与できるように頑張っておりますので、共に頑張っていきたいなと思っております。

それでは通告に従い、私から3件質問をさせていただきます。

1 件目としての質問となりますが、昨日、同僚議員の 3 名が、防災、水害対策など、自治体の公助を中心とした質問をなされました。現在防災週間であるとともに、町民の命に関わること、安心安全な暮らしのために重要なものと考えます。私は、自助、互助、共助を中心として大和町の地域防災力の向上について質問いたします。

本町では、近年頻発化、激甚化する自然災害に対する主要施策として、防災体制の確立と防災意識の普及を掲げております。防災体制に関して、多くの自治体で地域防災力の向上と自主防災組織を強化することを狙いとし、町民の地域防災リーダーを養成する事業を行っております。

本町の地域防災力の向上について、町長に所見を伺います。

要旨 1、自主防災組織の強化についてどのような取組をしているか。

要旨 2、防災意識の普及についてどのような取組をしているか。

要旨 3、防災資格取得支援事業補助金の創設をする考えはあるか。

以上です。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

おはようございます。

それでは平渡 亮議員の大和町の地域防災力の向上についてのご質問にお答えいたします。

初めに、大和町地域防災計画の地域における防災体制の基本方針には、大災害時の被害を最小限にするために、地域住民、事業所等連携し、自主防災組織等の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティーの防災体制の充実を図ることとされており、まさに地域防災力の基盤は地域住民にあることから、自主防災組織の育成強化は重要であると認識をしております。

1 要旨目の自主防災組織の強化について、どのような取組をしているかについてお答えをいたします。

本町では、令和元年 5 月、町内全地区に自主防災組織が設立され、その後、令和 5 年東日本台風の際には、各行政区長から被害調査報告を受けるなど、実際に活動していただきました。また、令和 2 年度末に大和町自主防災組織連絡協議会設立に向けた説明会を行い、令和 3 年 4 月、区長会参加として発足させ、毎年、地域防災力向上を

目的とした防災意識の高揚に資する研修を行っております。具体的には、宮城県防災実践力向上支援事業への参加、宮城県防災指導員養成講習、地域防災組織育成コミュニティ助成事業への参加、非常食等防災備蓄品の提供とその活性化、防災資材の貸与や更新など、自主防災組織に対する積極的な支援を行っております。

2 要旨目の防災意識の普及についてどのような取組をしているかについてお答えをいたします。

防災意識の普及は、個人の意識や心情の持ち方によって異なるもので、難しい課題であります。先ほど一部述べましたが、いかに自分のこととして捉え、「自分たちの地域は自分たちで守る」をより実践していただくことにあると思っております。このため町としては、自主防災組織を軸とした各種防災活動の支援はもちろんでありますが、年に2回程度、自主防災組織連絡協議会が行う研修会を開催をして、防災知識の意識の向上を目指しており、このことをさらに充実をして活動を支援してまいりたいと思います。

3 要旨目の防災士資格取得支援事業補助金を創設する考えはあるかについてお答えをいたします。

認定特定非営利法人の日本防災士機構は、阪神淡路大震災の教訓と伝承など、住民による新しい防災への取組を推進し、国の防災と危機管理に寄与することを目的に平成15年に創設をされました。公的な財政支援によるものではなく、純然たる民間自立の発想と民間パワーによる努力によって、地域防災力の向上に貢献されてきており、現在、全国で約29万2,000人の防災士を認証しています。宮城県においても、8,051名の方が認証されております。

防災士資格は民間資格であり、取得したことにより特定の権利が得られるもしくは行動が義務づけられるといったものではなく、あくまで自発的な防災ボランティア活動を行うということであります。全国的に、多くの自治体では予算を計上して防災士養成を行って、自主防災組織や学校、職場に配置するといった事例が広がっております。一方、宮城県においては、平成21年度より地域防災力向上のため、地域における中心的な役割を担う宮城県防災指導員養成講習を行っており、修了時に宮城県知事から宮城県防災員指導員として認定されております。

町におきましても、無料で受講できるこの講習へ積極的に参加できるよう、各地区の自主防災組織からご推薦を頂いており、毎年10名から20名ほど養成しております。町の防災指導員有資格者数は約300名であり、今後は養成講習の受講者を増やす努力と地区でそのスキルを生かす工夫も必要と感じており、さらに多くの方々に地域の防

災力向上のため、宮城県防災指導員養成講習を受講いただける方向で、引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

それでは、要旨の1のほうから再質問させていただきます。

まず各研修、防災意識の高揚に資する研修を毎年行っているという形で、地域防災の協議会のほうで書いてありますが、どなたが参加しているか教えていただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

自主防災組織の長である区長さん方、加えてそのコアになる方、区長さん方の推薦される方、各地区3名程度参加をいただいて開催をしてございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

区長さんまたはその委嘱された3名の方と聞きましたが、その方々がその研修を通して、その地区で何かしらの会を催すという下ろすような形、裾野を広げるようなことというのは、これは区に委ねられているという形でよろしいですか。教えてください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

今年に関してはロールプレイングゲームみたいな形で、非常事態を想定して、どういった場所の危険があったところでどういう避難ルートを設けてとか、本当にシミュレーションゲーム的な講習をいただいたわけでありましたが、そういった内容を踏まえ、基本的には各地区での自主防災訓練の中でお披露目をしていただいたり、そういった内容を生かしていただけるような講習等々を進めていただいていると把握しております。

よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

承知しました。ただ、私消防団員で区でも役員付いてるんですけど、聞いたことがなかったというか、そういうのがまだ浸透していないと思いますので、また令和2年度から始まったものなので、まだ浸透まで時間がかかるとと思いますので、私のほうからもしっかり地域の方々と連携を取りながら、少し今日勉強させていただいたことも踏まえて伝えていきたいと思います。

それでは2要旨目の防災意識の普及についてですが、先ほど答弁で、町長のほうから自分たちの地域は自分で守るという言葉がありましたが、これは防災意識の普及ですか。お考えをいただければと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

防災のみならず防犯も絡むのかも分かりませんが、自助、共助、そして公助が届くまでの間は、まずやっぱり自分の命は自分で守っていただく、それが基本であろうなと思ってございます。

よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

私もそのように思っております。まずは自分の命は自分で守る、自分の家族の単位でよろしいかと思えます。これが自主防災だと考えております。その集まりの中で自助が生まれ、そして団地であれば、隣の家なり仲のいい友達なり子供を通してつくられたコミュニティーを大切にしていいただければ、この自主的な防災が広がっていくと考えております。

それで2項目目の、そういうものをしたときに、まず学校で例えば静岡県などがやっているんですけれども、先ほど先日、防災のハザードマップのほうと同僚議員から示されて質問があったと思いますが、ハザードマップも含めた上で、自分たちの家で、私、我が家の避難計画というものをつくり、それを小学校のほうで宿題にしたり、または何かしらの地域の行事でやってみたりというようなことがやられているようですが、本町としてはそのような取組をされているか教えていただければと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。社会科等の教育の一環として行われている部分があるやに記憶しておりますが、詳細には教育総務課からちょっと回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

地域学習の中で、地域を守る仕事ということで、いろいろな消防とかあるいは消

防団とかという活動について学ぶ機会があります。そんな中で、具体的に把握はしていませんが、現在おやりになっておりますマイライフタイムとか、そういうふうな学びもしていると思いますが、なお今後学校のほうと確認しながら、学校でも地域と一緒に防災に取り組むような活動を進めていきたいと思っています。

議長（今野善行君）

平渡 亮君。

4 番（平渡 亮君）

私も社会科を教えていたのでよく存じておりますが、これは地域でやるべきものだと思っています。学校のところは全体的な事例であったりお仕事のほうの分野で出てくるとだと思っています。ですので自分たちの町というようなことで、例えば総合であったり、あとは大和町のほうでもしっかり冊子を用意して町を守るとか、こういうまちだよというところがあったときに、子供たちからまず醸成していく、そういう取組が必要かと思っています。子供たちがやっていたら、例えば震災のときにお困りになって、皆様ご存じだと思いますが、まず連絡先が、携帯使えなくなりますよね。電波が混乱したりいろいろなことがあって、携帯電話は東日本大震災のときはほぼ使えなくなって、アンテナのほうもちょっと今はもう10年たちましたので、ライフラインのほうもどんどん進化しますので、そういうところでもできるかもしれませんが、まず親の携帯電話をメモしておくとか、あと親族、親戚でも何でもいいんですけども、そういうことから始まり、あと何を持っていくか、あとはいつどういう形で行くか、そしてどこに逃げるか、これが一番大事ですね。どこに避難するか。これが分かっていると、それと子供と再確認して、はぐれたらここに行こうね。いろいろなことがあると思うので、そういうところ、地域の総合的な学び、これ学校がやるか、地域の例えば地域で外部の方が出前講義でやるなり、いろいろなことができると思いますので、工夫してやっていただければより普及が図られるかと考えます。

続いて3要旨目に移らせていただきます。

防災士の取得に関してでございますが、答弁の中で、ちょっと自分の中ですみません、腑に落ちなかったというところがありまして、民間パワーによる努力で地域防災力の向上の貢献がこれが防災士という形になります。本町の場合は、宮城県の防災指導員を増やしていくというようなことで答弁があったと思います。この宮城県防災指導員という、大体消防団でいろいろなところで行ってくださいよというよ

うな形で、町からお願いをする形で、300名と言っていますが、これ高齢化が進んでおりますし、なかなかその把握はしていると思うけれどもすぐに動けるということが、ちょっとそれはどうなのかと思うんですけど。

自主防災、地域の防災力を進めたときに、私としてはこのボランティア的な人の役割が非常に重要だと考えます。そしてそのボランティア、例えば地域のために役に立ちたい、防災意識を高めたい、町長の昨日の言葉でも機運の醸成とございましたが、機運の醸成をするのであれば、この指導員、リーダーというよりは防災意識が高い人たちが勉強し、町長が掲げるチャレンジ精神を持ってというような事業にこれも当てはまっていくんじゃないかと思うんですが、お考えをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに高い意識を持った指導的立場の方も必要であろうと思います。そういった意味での自主防災組織の中では、年に1度の訓練になりますが、宮城県の防災士の方をお招きをして、そこで講習を受けていただいて、意識的な個々人のものを上げていただくような事業ももちろん行わせていただいております。

加えて令和から始まった宮城県の防災士であります、自主防災組織の運営をどうしていくのかという、その自主防災組織に特化した内容を中心として学んでいただく内容となっております、加えて1度受けていただくだけではなく、その後のフォローアップの講習等々もあるものですから、民間のもちろん防災士を否定するものではないわけではありますが、費用的にもそれなりの高額な費用もかかるわけですが、そういった資格を持った方を呼ばれる意識高揚の事業と、それとは別に併用する形で県の防災指導員をお取りいただくのと両方あっていいのではないのかなと今のところ感じておる次第であります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

他の自治体を出してあれなんですけれども、大河原町では最年少は15歳、最高齢が80歳、今のところ約35名交付しているということでございます。町長おっしゃったように、併用ということが本当に町の防災に関する意識の普及であったり向上につながると思いますので、どうかお考えいただければと思います。

それでは2件目のほうに移らせていただきます。

I C T教育の推進です。文部科学省が掲げるG I G Aスクール構想、ちょっと勘違いされる方も多いので、ここで説明させてもらいますと、G l o b a l a n d I n n o v a t i o n G a t e w a y f o r A l l、つまりこれは全ての児童生徒にグローバルでそして革新的なゲートウェイ、扉をという意味です。ちょっとG I G Aって容量と勘違いされる方が多いんですけれども、言わば全ての生徒、児童に対して革新的なものをいろいろな扉を開けるというような構想でございます。その実現に当たって、学習端末や通信環境などのハード面の整備だけでなく、I C T教育の支援を専門とする人材を拡充することが重要だと考えます。この考えに基づき、多くの自治体では、授業や校務の支援、機器やネットワークの環境支援、校内研修を行うI C T支援を配置しております。

以下、大和町のI C T教育の推進について、教育長の所見を伺います。

要旨1、G I G Aスクール構想に基づき、本町の小学校、中学校ではI C T教育をどのように進めているか。

要旨2、I C T支援員の配置する計画はあるか。

以上になります。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

おはようございます。それではよろしくお願いいたします。

平渡議員のI C T教育の推進についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、文部科学省が掲げるG I G Aスクール構想は、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別化され、資質能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現する、そしてこれまでの我が国の教育

実践と最先端のＩＣＴのベストミックスを図ることにより、「教師、児童生徒の力を最大限に引き出す」を趣旨として進められているところであります。

本町では、ＧＩＧＡスクール構想により、令和２年度に１人１台タブレット端末を整備し、令和３年度から運用を開始しているところです。各学校におきましては、各教科の授業での活用はもちろんですが、そのほかにもタブレットドリルを活用した練習問題に取り組むことや家庭学習など、様々な場面で日常的にタブレット端末を活用しているところであります。

それでは、１要旨目のＧＩＧＡスクール構想に基づき、ＩＣＴ教育をどのように進めようとしているのかについてお答えをいたします。

当町では、大和町教育基本方針の重点目標に、学校教育の充実として、児童生徒が基礎的・基本的な学力や、自ら学び考える力を育むことが重要であり、その実現のために、分かる授業づくりや個に応じたきめ細やかな指導を通し、確かな学力などを育成する教育活動を推進することが必要であること、その重点施策の１つに、ＩＣＴを活用した学習の充実と情報活用能力の育成を図ることを掲げ、進めていくこととしております。

この施策を進めるに当たりましては、学校における１人１台タブレット端末を有効活用する必要があります。そのためには、教職員のＩＣＴ活用能力がとても重要になるものと考えており、これまでも町内の教職員を対象とした様々な研修会等を行っているところであります。令和５年度におきましては、当町で導入しております授業支援システムの活用についての講師研修会や、指導者用デジタル教科書と学習者用教科書の効果的な活用方法の研修会、学習支援ソフトの使い方の研修会、校務支援システム導入に当たっての研修会など、実施しているところであります。

今後も、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向け、整備した１人１台タブレット端末等を効果的に活用できるよう、教職員のスキルアップと教育の質の向上を図りながら、個別最適な学びと協働的な学びの実現を通して、変化する時代を生きる子供たちに必要な力を育む教育の推進を図っていきたいと考えております。

次に、２要旨目のＩＣＴ支援員を配置する計画はあるかについてお答えをいたします。

ＩＣＴ支援員は、学校における教育のＩＣＴ活用、例えば授業、校務、教員研修等の場面をサポートすることにより、ＩＣＴを活用した授業等を教員がスムーズに行われるよう支援する外部人材になり、議員ご質問のとおり、全国的にもＩＣＴ支援員を配置する自治体が増えている状況であります。

当町では現在、ＩＣＴ支援員の配置は行っておりませんが、基本的な機器の操作及び活用方法などは教職員を対象とした研修会を実施したり、また、学校単位では情報担当の教職員による校内研修等により、対応しているところであります。しかし、１人１台タブレット端末を授業においていかに有効に活用していくかということが求められており、教職員のスキルアップ等を図っていくことと併せまして、それをサポートするＩＣＴ支援員を活用していくことは、学校の働き方改革を進める上でも、有効な手段であると認識しているところです。このことから、ＩＣＴ支援員の配置等につきましては、今後、他の自治体の事例や学校現場でのニーズ等を確認しながら、検討していきたいと考えております。

よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

４ 番 （平渡 亮君）

詳しく答弁いただきましてありがとうございます。

私の考えも含めて、今、こういう議場などで話し合われるときに、授業についていろいろお話があると思いますが、授業は、これは教員が与えられた権限、時間でするので、その内容について私たちのほうから何もそういうことについて何も言うことはございません。大和町の教育に関しまして、この前、鶴巣小学校、落合小学校の出前講義で、半導体の東北大の教授の出前講義がありましたけれども、素晴らしい活動をやっていますし、工場にエレクトロンに見学に行くとか、いろいろなことをやっていると思います。素晴らしいことをやっていると思うんですけれども、教育長、お考えというか、学校の活動で一番大切な時間って何ですか。学校の活動です。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えしますが、とても難しいんですが、大切な質問なんだと思うんですね。学校教育で大事なことということで、お一人お一人考えはあると思

うんですが、私自身は教育は人なりということを信条にしております。つまり人づくり、その人づくりを行う人をつくるという、非常に人間を育てる、そして国家社会を維持する大切な場であると考えておりますので、一言で言えば教育は人なり、人づくりの場と考えております。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

すばらしいお考えご教示頂きましてありがとうございます。全くそのとおりだと思います。ちょっと私の聞き方があれだったんですけども、人をつくるときに学校の活動で一番大切なのは、私は授業だと思います。多分教育長もそういうことをおっしゃりたいと思って、授業で人をつくるとおっしゃりたかったんだと想像しますが、その授業をするのは教員です。その教員が I C T、これちょっとまたあまり横文字ばかり使うのはあれなんですけれども、I n f o r m a t i o n C o m m u n i c a t i o n、T e c h n o l o g yなので、コミュニケーションをこういう情報機器を使ってやりましょうというただそれだけのものなんです。何でも略せばいいというわけじゃないけれども、一応文科省のほうでそう言われているので、使わせていただいておりますけれども、そういったときに、まず授業で情報機器を使って個別最適化の学び、個別最適化の学びというものは、要するに一方的に今まで教員は板書して説明して、一方授業だったわけですね。そこにコミュニケーションを入れましょうということなんです。つまり動画を撮ったりいろいろなことをやって、その場で覚えられる子、家に帰ってもう1回2回読まないで理解できない子、いろいろいると思うんです。そういう子たちを何とかサポートして1人も取り残さないために、情報機器を使いましょうという、これが I C T教育だと思うんです。ですので、先生方にはぜひいろいろ活用していただいて、そして教育長がおっしゃったように、しっかりと人をつくってもらい、大和町が目指す教育の人をしっかりとつくっていただくことをやっていただければと思ひまして、2 要旨目の、じゃあそのために先生方と生徒が接する時間、授業を充実させる、そして魅力あるものにするために必要な支援員は私は必要不可欠であり、仙台市はもう一周回って、もう次の業務のほうのアカウント作業まで入っております。今、教員が置かれている状況、教育長、I C 機器の管理とかアカウントをやられているのは誰ですか。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

そのことにつきましては課長のほうからお答えします。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

それでは、平渡議員のご質問にお答えいたします。

まず、アカウント等の基本的な管理につきましては、メインは学校で行っているわけでございますけれども、町のほうといたしまして、これらの管理を一括管理できるように授業支援システムということで取り入れておりまして、そのシステムによります学校のユーザーグループの一括管理ですとか、行っているところでございます。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

システム、いい言葉ですけれども、校務支援システム、様々なシステムを入れたときに、それを理解するのに教員がどれだけやっぱり時間がかかり、研修も設け、本当であれば、本町もこれからDX等を進めていくと思いますが、それが本当に効率化になるのかどうか。労働時間の削減になっているだろうか。そうしたときに必ず必要なのが教職現場ですぐ聞ける人、助けてくれる人、アドバイスくれる人、人材がやっぱり必要だと考えます。先生方が何か授業をしたいとき、ICT機器を使った授業をしたいときに、仕方が分からないで諦めるのではなくて、そのときに必ずアドバイスくれる人、教える人。あとは事務的なものも含めて分からないことを教えてくれる人がいれば、これはいろいろな意味で先生方のスキルアップであり、GIGAスクール構想にも入っていると思います。教員の資質を向上、そのためにあるんだというのは

入っていると思いますので、私的にはいち早く早急に支援員を導入しなきゃならないと考えております。

他自治体はどんどん増えています、富谷・黒川地区はまだ導入されていません。

これどういうことになっているかというと、公立学校の高校のほうから話を聞くと、実は自治体格差という言葉が生まれています。仙台市は進んでいるんですけども、例えばこの地域から仙台の高校、どこの高校も同じように、高校はどんどんそういう情報がもう必修になりますので、科目として。ですので、最初の4月5月でちょっと遅れる地域、劣等感からスタートするみたいです。周りの子はもう使い慣れてどんどん進むんですけども、ちょっとこちらのほうはなかなかアカウントを設定、いろいろな意味の設定、セットアップは自分でやらなきゃいけないので、それでちょっと遅れてしまったり、授業になかなかついていけなかったり、もう高校行くとノートを板書というよりは、もう教員が黒板に板書するというよりは画面に映して、もう見なさいみたいな形がどんどん進んでいるので、やっぱりそういうのに対応するためにも、本町としては、まず富谷市、黒川地区でまず先陣切ってやっていただいて、どんどん進めること、これはもう教育のアピールになると思いますし、先生たちもスキルアップになると思います。最終的に子供たちが良い学びができて育つと考えますので、ぜひ進めていただければと思います。

それでは3要旨目に移りたいと思います。3件目です、申し訳ありません。

新産業廃棄物最終処分場の整備に伴う町の対応についてです。

新最終処分場周辺の地域環境整備事業が実施される中で、令和9年度の供用開始を目標に、県や環境事業公社が各種手続を進めていると聞いております。町として、県環境事業公社との連携、地域住民との情報開示や声を聴く機会の設定など、丁寧かつ迅速な対応が求められております。

以下、町の対応について、町長に所見を伺います。

要旨1、事業実施に関して、県や環境事業公社との連携は取れているか。

要旨2、新産業廃棄物最終処分場について、町の担当窓口を明確にしてはどうか。

以上となります。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは3件目の新最終処分場の整備に伴う町の対応についてお答えをいたします。

1 要旨目の事業実施に関して、県や環境事業公社との連携は取れているかについてでございますが、令和4年9月27日に交換をした覚書書に基づき、最終処分場周辺地域環境整備事業として、道路改良事業、河川整備事業、農業用施設整備事業、交通安全施設整備事業、上水道導入促進事業等、36項目の事業を実施することとなっております。このうち県が15事業、町、県及び大和町土地改良区への委託を含む15事業、環境事業公社が6事業を実施することとしております。県及び環境事業公社と連携をし、鶴巣地区の皆様とお約束をしたこれらの事業について、しっかりと進めているところであります。

令和5年度から本格的に各事業を進めておりますが、一部の区長や地域住民の要望等を受け、県、環境事業公社と調整し、当初計画を変更して進めている事業もございます。町としては引き続き、鶴巣地区の皆様に寄り添いながら、県や環境事業公社と連携をさらに深めてまいります。

2 要旨目の新産業廃棄物最終処分場の町の担当町窓口を明確にしてはについてお答えをいたします。

令和3年6月に、県より新最終処分場の最有力候補地として、鶴巣大平及び幕柳地区が公表されて以降、町の担当窓口は特命事項としてまちづくり政策課が担当しております。公表後に、県が開催した説明会や意見交換会等にも、同課職員が参加しております。その後、鶴巣各地区との協議を行いながら、宮城県における最終処分場の必要性や、鶴巣地区における課題解決に向け、県及び環境事業公社の提案を踏まえ、苦渋の決断ではございましたが、容認といたしましたものであります。

なお、環境事業公社は、道路、河川、農業施設、上水道及び交通安全施設等、事業内容が多岐にわたることから、個別の事業推進に当たっては、それぞれの主務担当課で環境整備事業を実施している状況でございますが、総合的な窓口はまちづくり政策課であることは変更はございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

よろしくお願いいたします。

議長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

同僚議員も同様に6月の定例議会も含めて質問されていますので、大体把握はさせていただいてる状態でございます。その中で、覚書のほうをちょっと見させていただいたんですけども、36項目の環境整備事業の覚書の中に、第3としまして、環境事業公社は、これ甲乙丙で書かれていましたが分かりやすく、環境事業公社は大和町または大和町が指定する者が実施する環境整備事業等の財源について、その全部または一部を負担するものとするがありますが、町が一部負担する、この一部負担するものについて教えていただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
協定書の第3条ですね。協議する。一部町が覚書のほうですか、覚書のほうですか。覚書でございますか。覚書の3条、覚書の3条ですね。多分全体の36のこの事業についてはもちろん確認をされているのではないかと思います、その中のところとくと、もちろん今、ちょっと具体的に切り分けはまだ今、できていないのが現状でありまして、これから事業を進捗をしていく中で、まさにこれから切り分けをしているところではないかなというところで、まだ現状で確実にこれというところを、今、ちょっとお示しするのはこの時点ではちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）
ちょっと自分が調べていたのであれば、もう分かれているのかなと思って、これも推測で私もそこまで実情に関しては不明瞭なところがあるので、私も質問はできませんが、もし一部負担という形で町のほうでこれを払いなさいとか、そういうようなことになったときに、交渉ということが、町と連携をして事業を36事業進めます。それで36事業を進めたときに、県と環境事業公社と町の3者が連携するとなったときに、

多分お金の面で予算の面で、もう全部公社が出しますよ、国から出すの、例えばいろいろ河川のほうとかいろいろあると思うんですけども、そうしたときに町が出すことに対して、私としては違和感がやっぱりあるんです。そうなったときに、やっぱり町として交渉をしなきゃいけないときが来ると思うんです。となったときに、今、その交渉をする課はまちづくり政策課でよろしいかどうか、ちょっと確認させてください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

県がやったほう、直接工事をしたほうが効率的な事業、町が直接事業を行ったほうが効率的な事業、加えて公社にやっていたとか切り分ける部分があって、どの部分を本来町でやらなきゃならない仕事を県にやっていただいたところで、一部負担金という形で負担をお互いに迫られたりしてくる部分があって、そういった意味でちょっと切り分けはなかなか正直難しいところではあって、基本的に事業自体は各担当課、主管課が関係する県なら県の出先と交渉しながら、割合負担等々を決めていく形になるかと思いますが、全体的な予算の執行状況等の取りまとめというところで、把握をまずしていく部署という意味では、まちづくり政策課が全ての事業の執行等々も踏まえて見ていく部署になるであろうと理解をしております。結果そこが交渉なりの窓口にももちろんなっていくだろうと思いますし、そのような理解をしていただければと思います。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

これは県の事業でございますので、それに対して今回鶴巣地区という形で、これ鶴巣の地区限定にこういう形で、封筒で地域住民の方にというので、新処分場ニュースという形で、今までの経緯であったり難しい説明が書かれているものが、これは6月1日で地域説明会があった折に、区長さんのほうから出た案を採用したという形に

なと思います。

ちょっと2要旨目にも入ります。そうしたときに窓口というものに関しまして、例えば鶴巢の小鶴沢のほうに最初に処分場ができたときの経緯であったり、町と県とのやり取りであったり、それが記録としてしっかり残ってるかどうか、ちょっと町長教えてください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

記録資料としてはきちんと保存してございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

記録として残っているということであれば安心しました。今回の新最終処分場に関して、我々はこういう形で情報共有をさせていただいたりいろいろな会に参加して勉強させていただきますので、情報としては分かるんですけども、一町民として見たときに、県のほうでは新最終処分場整備対策室というので、一応窓口という形でつくっています。本町の場合は、まちづくり政策課がやると。これは我々としてはいろいろ自分たちが勉強する、そして役場の仕組みをしっかりと把握するものとしては、理解はできるんですけども、町民目線で言ったときに、その係りがまちづくり政策課か、何でだという声もやっぱりあります。なぜ担当の名前がつかないんだ。実務はそのまま私はといいというか、そのままのスタートで、課長が替わられてもまちづくり政策課がそのまま進んできていると思いますのでそのままいいと思うんですけども、ただ県といろいろな意味で連携をしていくときには、ちゃんと公社、室であったらこっちは係であったり、担当であったりというような形の肩書的なものというか、そういう外部に見せるときに、そういうものがいいかと思います。そして、これから多分36項目だけでなく、いろいろなデリケートな本当に事業でございますので、い

ろいろな問題が出てくる、町長が本当に前面に立たれて頑張っているいろいろな町民の方々のお気持ちを聞いたりしてくれているんですけども、私としては、やっぱり町長のお立場としては後ろに構えていただいて、そして前端的にそういう係の方が動いてやっていただくというのがいいのかなと勝手に思ったんですね。

そうしたときに、上下水道もそうですし、都市建設もそうですし、町民生活課もそうです。いろいろなものが関わってきて、今のところ36の事業に関してはもうその担当部署でやったほうが効率がいいと思うんですけども、これできて、できるまで例えばあと3年かかります、4年かかります。そしてそこから20年続くわけですよ。そうしたときに、そのときにやったものが、課ごとでもいろいろな県でやりました、こういうというよりは1つ窓口があって共有してやっていくことが必要かと思うんですが、町長どうでしょう。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一理あるのかなとちょっと今、考えておりました。現状、今の処分場についても運用面に関しましては、町民生活課が窓口となって様々な連携、活動等の窓口にもなっているわけでありましたが、企画という初めての事業でもあるものですから、企画を担当するまちづくり政策課が取りまとめという形で入っているのは、庁内でももちろん認識はされているわけでありましたが、ただ町民の方的にいくと、確かにちょっと分かりづらい部分はあるのかなという思いもありながら、ただ限られた人数で結果的に担当いただく方は限られてきてくる部分もある中、誤解を招かないのかなというちょっと思いもある中、今現在はまちづくり政策課長が特命事項、町長の特命事項的な形でやっていただいているわけでありですけども、いただいた意見も参考とさせていただき、確かに始まるまでの3年、長い月でもありますので、どういう形が町民の皆さんにも分かりやすい組織であるのか含めて、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

特命ということで、自分も調べてそれは知ってはいたんですけども、特命というように、町長からは指示があったと思いますけれども、人頼りの組織というのが果たしてこれから持続可能かどうか。やっぱりもしその人はもう永遠ではございませんし、異動もありますしご定年もあるでしょうし、そうしたときに、最終処分場というのはまだ3年準備して、それで今、町民生活課のほうが、ちょっとこの前の私も違和感あったんですけども、準備だったので、まちづくり政策課がその環境保全協会協議会に呼ばれてないんですね。今、担当のということで、町民生活課の課長様だけご参加ということだったと思うんですけども、なぜそこにまちづくり政策課が入っていないのか、全ての情報を知ってなきゃいけないんじゃないかなと正直思うところがあります。ただ、この事務局は事業公社でございますので、公社が選定している、呼ぶ人を。何かそれ自体連携の面で、要するに窓口がないからそういう形で、あちらが今こうだからこうだというような形で、ちょっと主導権を握られているというか、あちらの事業なので主導権は当然あちらにもあるんですけども、連携なので対等にあるべきだと思いますし、意見はできるほうがいいと思いますので、やっぱりそこはちょっと前向きに考えていただきたいと思います。

そして町長、いろいろな意味で、今、区長様たちからいろいろ話を聞いていると思いますけれど、小さい声、要するに言いたくてもなかなか言えない、表現できない。そういう地元の方、おばあ様なり、いろいろこうお話聞くんですけども、そういう方の対応ってどのようにされていますか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず体制はもちろん定まっていなくてところはちょっと今、考えなきゃならないのかなと思った部分と、私が前面ではなくて一歩下がってというお話も一理あるのかなと、今、伺って聞いておりました。それ以前に県とのお話のパイプ等々、もちろん対等にそこは産業立地推進課の新最終処分場の対策室の室長をはじめ、まちづ

くり政策課長等々も常に会話が対等にできる立場であることをまずお伝えをさせていただきながら、確かに小さい声を聞いていくというところは確かに大事なところではあるなと思いますが、ただ現状、今の私の立場的なところからいくと、全てをもちろん拾えているわけではないだろうなと思うところであります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

町長が全てをやることはやっぱり難しいと思います。ですので、例えば電話で一応窓口という形で、そういう電話ならできるおばあちゃんとか女性の方、顔、町長フェイストゥフェイスという言葉が使われますけれども、ただ、それはできる人とできない人がいて、電話であればこのちょっと相談に乗ってもらいたいとかという電話の窓口を一応環境事業のほう、公社のほうではありますが、町民としては公社はちょっとどちらかと対極にいる側に見ちゃうんですね、町民とすれば味方は町なんです、やっぱり。町のほうでそういうのがあったりすると、小さい声拾ってこれ聞いてもらうだけでいいと思うんです。大きい声というのはこれをやってくれだと思うんです。小さい声は聞いてもらいたい、不安を払拭してもらいたい。ただそれだけだと思うので、そういうケアも含めた上で、鶴地区の方々に丁寧に対応していただき、またはこの新最終処分場の件はこれは鶴巣じゃなくて、大和町が受ける事業と私は理解しておりますので、そういう地区の方々だけでなく、様々な地区の方々に情報の共有であったり発信であったり、そういうようなことをしていただければと思います。デリケートな本当に事業でございますので、慎重に町長も進められていると思いますが、どうか町民に寄り添いながら、今後もお働きいただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議 長 （今野善行君）

以上で、平渡 亮君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午前11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。15番児玉金兵衛君。

15番（児玉金兵衛君）

それでは、通告に従いまして3件の一般質問を開始します。

1件目です。「奥州街道一里塚を活かせ」。

国道4号線沿い吉岡字上道下の国道の三角地に、奥州街道一里塚の記念碑がございます。かつては奥州街道吉岡宿に至る道しるべであり、現在は歴史と文化薫る大和町のシンボルであります。奥州街道一里塚の歴史資源としての価値をどう捉えて、そして、今後の宿場連携を見据えた文化振興にどう生かしていくか、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは児玉金兵衛議員の「奥州街道一里塚を活かせ」のご質問にお答えをいたします。

初めに、奥州街道は江戸時代の江戸日本橋を起点とした主要な5つの街道の1つとして、一般には現在の東京都から青森県を結ぶ重要な道路として整備され、その道中の距離を示す目印として、1里、約4キロごとに塚を設けた一里塚は、当時の街道文化を象徴する重要な遺構であり、地域にとどまることのない歴史を伝える貴重な文化的遺産であると理解をしております。

ご質問のありました現在吉岡地区に所在します一里塚につきましては、昭和60年に、当時2車線であった国道4号線の4車線化の拡幅工事に当たり、道路の範囲に入ることから、東の歩道側に再生して移設されたものであり、移設が完了した翌年には周辺が整備され、説明板等も設置されております。また、平成11年には、当時

の植樹等の管理を貢献されていた地元有志の一里塚会によって、仙台から北の宿場を順に読み込んだ奥道中歌を紹介する石碑も立てられました。この一里塚につきましては、商工観光課で作成、配布しているガイドブック等への掲載をはじめ、吉岡宿陣案内所で作成、配布する資料への掲載、加えてガイドスタッフによる説明や、教育総務課での町内小学生に配布をする地域教材である副読本への掲載など周知を図っているところであります。

さて、江戸時代に築かれた一里塚につきましては、交通事情による道路整備のため、全く失われてしまう例が全国的に多い中、本町の場合は移設という形が取られ、近隣に整備されたことは意義深いことと思われまゝす。その存在は、国道4号線の利用者がかつて街道であったあかしを確認することができ、また一里塚という先人の知恵の産物を意識しつつ、歴史に思いをはせることができるものです。本物に触れるということは感動や刺激を与え、豊かな人間性と創造性を育むことにつながるものでありますので、本物に近い場所と構造物によって整備された一里塚のある風景は、文化振興の基盤となる当時の文化に触れ、親しむことができる教育環境として評価できるものと思われまゝす。

また、昨年は七北田宿が成立して400年という記念の年でありましたことから、これにより富谷宿経由で吉岡宿、七北田宿間の街道が開通した記念の年でもありました。このような中、この3宿での連携事業の展開の機運が高まり、仙台市、富谷市、大和町での協議が進められ、本町では商工観光課と吉岡宿本陣案内所の職員がこの事業に携わり、七北田宿に3宿を説明する看板の設置や、3市町による3宿サミット、3宿での探訪会等を実施をし、多数の参加者を得て新たな取組に成果を上げております。さらに、生涯学習課では、郷土史講座で街道に関するテーマの講演を3回開催し、関連資料の展示などを実施したところであります。今後もこの連携事業は継続していく計画でありますので、3宿との連携をさらに深め、今後は、本町の一里塚に対する理解を深めていただくための施策や、探訪コースへの採用など、関係機関や地域住民の皆様と相談しながら、充実した事業の展開に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願ひします。

議長（今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 (児玉金兵衛君)

それでは答弁に基づきまして、再質問を始めます。

まず、一里塚の評価を文化振興の基盤であり、それから教育環境としても評価できると、貴重な歴史資源として最大限の評価を頂いたと思っております。

さて、この一般質問の前提でございますが、その一里塚、4号線沿いの国道の三角地でございます。この一里塚の管理責任はどちらに所在しているのでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、今の児玉議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

地主、所有者等のほうからいきますと宮城県に一部その管理をいただく、責任を負っていただいている場所という認識でございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

児玉金兵衛君。

15 番 (児玉金兵衛君)

県の所有というご答弁をいただきました。国の所有で、県の管理、

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

すみません。ただいまの質問に対して、ちょっと明らかな不明確な答えだったものですから、個別にはちょっと担当課から回答させていただきたいと思います。

議 長 (今野善行君)

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 （浪岡宜隆君）

それでは、ただいまの児玉金兵衛議員のご質問にお答えいたします。

国道の、そもそも移転をしたというところで国道沿いでございましたので、国の所有という形になっております。

以上でございます。（「管理も」の声あり）失礼しました。管理も含めて土地の管理となっております。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

1 5 番 （児玉金兵衛君）

正確に後でも構いません、教えていただければと思います。いずれにしても町にはないということでございましょう。町長どうですか。これだけ文化的な価値があるその一里塚、いずれは町の所有にしたらいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

実質的な管理は一時期その地元有志の方々、一里塚会の方々にこの管理をお願いしておったといいますか、自主的に管理いただいたところでもあるかと思います。具体的にじゃあこの場所だけを境界確定をして受けられるのか等々、もちろん費用的なところもあるかと思うので、どういった形がいいのか、ちょっと軽々にご回答は難しいかなと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

1 5 番 （児玉金兵衛君）

ご答弁の中にもございますとおり、いろいろな事情で歴史的な資源が失われてし

もう事例って全国的に多々あるんですね。いろいろな伝統や文化、どんどんこれから人口減少の社会に入りますので、マンパワーが減っていつて維持できなくなる残念な事例というのも多々あります。でも私が一番恐れるのは、そういう地元の資源が逸材が誰の手にかかることもなくなり風化し、そしていつの間にか人々の記憶からもなくなり、この60年のときは国が建設省でしょうか、その当時のしっかりその価値を見いだしていただいて、東側に移設していただいたと思うんですけども、ともすると忘却のかなたに歴史の波間に消えてしまうと、そういう事例が多々日本国中でございませう。その流れの中に一里塚も巻き込んで、これから消していけないんじゃないかなと思います。町長にひとつ視点を今日はこの1件目の一般質問でご提供したいと思っております。

町長は就任なされてから、町民目線で一生懸命前へ前へ町民と共に進まれる姿、子供から高齢者までいろいろ同じ目線でお話する姿を頼もしく拝見しておりますが、もう1つこれからは少し目線を下に下げて、足元をゆっくり見ながら郷土愛の視点をひとつ持っていただきたいなと思います。今、お付き合いのある町民の皆さんに一人一人から声を聞いて、しっかりそれを政策に反映していく、その姿と同じように、ではそれ以上にやはりこの一里塚のように、地域の足元には先人が残していった、今では響かないけれどもしっかり形として現れている遺産、レガシーが大和町中にところどころにしっかり残っております。それは石碑であり標柱であり、様々な形ではあるんですけども、そこに同じように聞くべき先人の魂がそこにある。それをもう大変忙しく前へ突っ走っている町長ではあると思いますけれども、そういった少し落ち着いて目線を下げて、その先人の声、今では響かないそういう先人のしかししっかり形にある声、それに耳を傾け、生かしていただきたいと思うわけです。どうでしょう。そういう目線、共感いただけたでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいま児玉議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かにここにしかないものの一つの大きなものだろうなと思います。町内各所に様々歴史的な価値のあるもの、本当に郷土愛を感じるようなもの、多々多数こうある中、こういったものをどういう形で安定をして後世に引き継げるのかという部分、

足元を見ながら考えたらというお話で頂きましたが、まさにそういった視点も必要だろうなと思っております。やっぱり継続的に残せるものは残したいというところで、前の議会でもお話しさせていただいたとおり武道館等々もうまい形で保存をできる形で、今、進めておる中ではありますけれども、国所有の国道の沿線の一部であるというところから、まずほかの方に乱開発はされないだろうという前提でございましたが、確かにちょっと見落としていた部分があるやに思いますので、そういった場所等ほかにもないのかも含め、目を向けてまいりたいなという思いで、今、お話を伺っておりました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

今、いいお言葉をいただきました、ここにしかないもの、まさにそのとおりです。そのものの大きさ小ささ、価値にかかわらず、ここにしかないオリジナルなものでございます。そしてそこに注目して、そこに寄り添って手をかけることによって、それを支えていたその地域の人たち、地域のコミュニティーにもしっかりとつながるきっかけになるのではないかと思います。ですので町長、一里塚は一つの例でございます。それをまず、今日はこういう提案をさせていただいたので、いろいろな事情がおりでしょうから、県や国との絡みも多々ございます。ただ、私たちの郷土愛の舞台であるこの大和町の中にある大事なオリジナルの宝でございます。それを決して忘れないで、これから長いキャリアを積まれる町長が地域に溶け込んで、そして地域の宝を守りながら、そして地域の人材をどんどん得ていく一つの心の一里塚にさせていただきたいと思います。

ご答弁の後半では、奥州街道仙台七北田宿、それから富谷市の富谷宿との連携が始まったという、私にとっては地元の宿場町の人間にとっては非常に喜ばしいご答弁をいただきました。今のところは拠点である本陣案内所のスタッフや、それから郷土史の研究会の方々が総力を挙げて、ほかの自治体と連携しながらサミットに参加しております。そのサミットですが、これから展開していく中で、町長、よくシビックプライドという話があります。先ほど申しましたその一里塚もそうなんですけれども、私はそれをシンボルと表現いたしました。そういう宿場町にある様々な

シンボル、それから吉岡だけではございません。宿場街道は大和町全域に広がっておりますので、そのほかの地区にあるかけがえのないオリジナルなシンボル、そういうものもしっかり連携して、この街道のサミットに生かしてどんどん連携を町内に広げていただきたいと思いますと思っています。

町長、このサミットに関してどのような形で参加されておりますでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

サミット自体就任後1度もまだ直接的に参加をさせていただいている機会がまだないものですから、もちろん存じてはおりますけれども、今後、仙台、富谷市との連携、これからもほかの面でも経済的な面でも大事な連携でありますので、そういったところにも積極的に今後参加をさせていただきながら、さらに連携を深めてまいりたいと思いますし、加えていろいろ本陣の案内所等々で本当に個人的にいろいろな地元の歴史的なもの、発掘探究をいただいております郷土史家さんの研究者の皆さん方の研究成果を、今後、観光振興等々に利用させていただけるよう、私もこれから勉強はさせていただきながら、さらなる連携強化に向けて生かさせていただきたいなという思いで伺いました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

連携のお話をいただきました。その奥州街道はもちろん日本を縦断する、縦に縦断する大きな街道でございまして、七北田宿、富谷宿だけではなく、一里塚にも記載されております石碑がございます。奥道中歌にもございます様々な宿場とのご縁がそこに記されております。この宿場サミット、これからどんどん大きくなる可能性がございますし、それが大和町の誇り、シビックプライド、それをまたほかの自治体と連携してどんどん広めていきながら、大和町の皆さんの心を盛り上げていく1つの大き

なイベントに成長していくのではないかなと思います。

一里塚、非常に小さい塚ですけれども、それを調べるに当たって、今さら私も気づいたんですけれども、もう1つ町内に一里塚がございまして、鶴巢の小鶴沢に長根街道というのが走っております。利府とつながっておるんですけれども、長根街道の一里塚もございます。初めて私も勉強して分かったんですけれども、そう考えますとやはり昔の方々が残した記念碑、足跡というものは、これからのまちづくりにも大変参考になるもんだなと改めて思いました。小鶴沢、鶴巢地区の重要性がもう既にそこに記してある。いわゆる、黒川圏、それから旧宮城郡、宮黒地区ですね。だから大和町の小鶴沢や鶴巢が大和町の東の外れではなく、宮黒、山の里から海までをつなぐ重要な結節点になるわけです。そうするとこれからのまちづくり、鶴巢地区、それからそれに隣接する落合地区、4号線から東の地区のまちづくりというのも大きく開けてくるような、すごくいいヒントをいただいたような気がいたします。さて、一里塚を起点にして、何ていうんでしょうね、その地域の歴史資源、それがこれからの大和町のまちづくりに非常に参考になる、1つ下げた郷土の宝を見据える視点を1件目の質問で町長に提案いたしました。いろいろなご事情はありましようけれども、ぜひその視点を忘れないでいてほしいと約束していただきたいと思います。もう1度、1件目の総括的なご答弁を頂きたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

やはり本当に、先人があって今があるんだなという思いを本当に改めて持ってください。大和町、本当に四方にいろいろな市町村とちょうど中心的な、位置的には本当に中心的な場所にあるわけでありまして、他市町村との連携も踏まえ、そういったこれまでの歴史もうまく利用と言ったら失礼かも知れませんが、使わせていただきながら生かして、特にインバウンドのこれから需要等々、観光事業等々、県としてもこれからもっともっと伸ばしていかなきゃならない状況にある中、もう本当にここにしかない、ここでしか見られないというような景色を望まれる海外旅行客の方々等々も、より多く誘致できるよう観光の目玉になるようなものを育てていきたいなと、そんな思いで伺っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

1 5 番 （児玉金兵衛君）

インバウンドという、非常に夢のある言葉をいただいたので、最後にちょっと最近の新聞記事で心に非常に刺さった言葉をご紹介したいと思います。9月1日日曜日の朝刊に時論のコーナーがございまして、元宮城県図書館長で現在は仙台大学の客員教授であり作家である伊達宗弘先生の言葉が非常にいいので、この場で紹介させていただきます。郷土史講座、ご答弁にもいただきました郷土史講座でもおなじみの先生であります。歴史と文化を次代へというテーマでございました。先行き不透明な時代、一番大切なことは、時代を担う人たちに自信と誇りを持って語れるふるさとの歴史や文化をしっかりと伝えていくことである。自分のよって立つ心の現風景があつて初めて堂々と生きることができ、また堂々と世界に伍していくことができるのではないだろうか。伍するっていうのはにんべんに漢数字の五ですね。世界と組み合つていけるのではないか。地元の誇りを持ってこそ、ほかの自治体やほかの県やそれからほかの国々と、世界ともしっかり渡り合つていけるといふ、非常にいい言葉だと思います。

それでは、このまま2件目に移らせていただきます。

少し目線を下げてという、そうすると地域の郷土の宝が目映るといふ、郷土の宝の隣にもう1つ、郷土の宝があるというお話をさせていただきます。2件目です。

「子供の向学心を早期に引き出せ」。

町長は公約の柱の1つに子供たちの学力向上を掲げ、各種検定の補助をスタートさせました。事業の対象は中学生であります、小学校での英語教育が必修とされる時代であることから、小学生にその対象範囲を広げ、保護者と共に各種検定にトライしやすい環境をつくること、子供たちの向学心をより早い時期に芽生えさせることになるのではないのでしょうか。町長のお考えをお伺ひいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは私のほうから回答させていただきます。

児玉金兵衛議員の「子どもの向学心を早期に引き出せ」のご質問にお答えします。

現在小学校の英語教育につきましては、令和２年４月から新しい小学校学習指導要領全面実施により、小学３、４年生で必修科となり、小学６年生で教科科となっており、小学３、４年生では外国語活動の授業、年間３５単位時間、およそ週１単位時間程度を行っております。また、小学５、６年生では教科としての授業となり、年間７０単位時間、およそ週２単位時間程度行っているところです。

当町での英語教育への取組といたしましては、外国語指導助手、一般にＡＬＴと言われておりますが、小・中学校に配置をしております。小学校では、音声や基本的な表現への慣れ親しみ、音声から文字への指導、言語活動を通して聞くこと、話すことの言語活動を通して、文や文構造への理解を図る指導を行っております。中学校では授業を英語で行うことを基本とし、音読のモデルを示し、適切な音声の指導等を行っているところです。さらに今年度は、町内の全小学校対象に３年生から５年生と、学校によって学年は違いますが、国際理解を深めてもらうこと、外国の方に慣れてもらうこと等を目的に、宮城県国際化協会、一般的にＭＩＡと言われてますが、を通じ多国籍の外国の方を招聘した交流事業を行っております。また、今年度から中学生を対象に、英語検定等の受験料支援として、各種検定料補助事業を実施しているところです。

さて、質問の「各種検定料補助事業の対象を小学生まで範囲を広げては」ですが、町といたしましても、英語教育は、グローバル化が急速に進む国際社会の中において、共通言語としての必要性が高く、未来を築いていく子供たちが今後世界で活躍していくためには、国際的な視野を備えたコミュニケーション能力が必要不可欠であるとの理解をしており、補助対象範囲の拡大につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

１５ 番 （児玉金兵衛君）

それでは、答弁に基づきまして、再質問を始めます。

答弁の中では英語教育、英語教育の推進のお話がメインで、今、お答えをいただ

きましたけれども、各種検定の中身は国語の検定、それから英語の検定も一緒ということで話を進めさせていただきます。

まず初めに、大和町の、これは全国でもあるんですけども、今の子育て政策、それから教育政策全般見ますと、切れ目のない、もう未就学児から始まるんですけども、小学校・中学校一貫したその体制が望ましいという政策の構築になっていると認識しておりますけれども、間違いないでしょうか。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

再度質問にお答えします。そのように認識をしております。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

1 5 番 （児玉金兵衛君）

それではもう1つ、特に英語教育、今回の各種検定に選ばれております英語教育、それから算数教育、数学教育、それから国語教育、いずれにしても小学校からの積み重ね、それが大事であると、そういう認識いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではただいまのご質問にお答えします。

国語、算数、数学、英語にかかわらず、やはりその教育の場合には、小中の連携が非常に大事ですけども、現在は、やはり小学校に入る前、やはり幼少期のお子さんへの環境教育という部分も大事なということを感じております。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

では続けてお尋ねいたします。同僚の一般質問で、教育長は確か小学校の高学年、いや中学生、中学生の学びって、これからの成長における自我を形成していく中学校は大事な時期だとかご答弁されたのを聞いて、なるほどなと思いました。それでは小学校の時代、例えば小学校の高学年の時代、それって教育長ってその学びにとってどのような時期だと思いますか。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではお答えいたします。

以前、渡辺議員さんでしたかね、義務教育学校小中一貫校のお話がありましたけれども、やはり現在の教育の流れといたしましては、小中と切り分けるのではなくて、やはり発達段階も差異があるわけなんですね。子供たちの学力を見た場合、人間形成等にも関わるんですけども、学力を見た場合に、やはり小学校段階での学力をどのような形でどのように理解させ、定着させたかというところで、中学校での高度な学びに移行できるかというのが非常に重要になってきます。そういう意味で、やはり小学校1年生といえども、大切にすることは今後非常に考えながら進めるべきことだなと考えております。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

その小学校時代の子供たちの何ていうんでしょう、その差異というか、学力の差異というか、それはもっとよく私は個性と言いたいところなんですけれども、そういった個性、それから学びの段階の何というかそれぞれの個性みたいなもの、そういうのを鑑みますと、やはり中学校時代にこの各種検定の助成事業は中学校時代を舞台とした施策で、私はすごく子供たちのやる気のスイッチを押すすごくいい制度だと思うんですけども、今の教育長のご答弁のとおり、小学校時代に中学校時代のこの助成

制度を利用して伸びていく子供たちの土台は、やはり小学校時代にあるのではないかと。とすれば今までお尋ねしたのを総合しますと、やはり中学校時代を成功させるために、小学校時代から例えば子供たちがやる気スイッチが入って、各種検定に挑戦するという気持ちが芽生えるのは、そして応援できる、町が子供たちに応援できる、年に1回だけです。なので中学校3年間の3回だけと言わずに、小学校時代も含めてたくさん応援してあげたほうが私はいいのではないかと思います、いかがお思いでしょうか。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではお答えしたいと思います。

答弁書のほうにも書いておきましたけれども、やはり検討することは大変重要だろうと考えております。その場合、やはり現在中学校のほうの検定について、補助を行っておりますけれども、その現状をやはりやった上で分析することも必要だと思うんですね。成果、効果として、本当に例えば3検定でいいのか。あるいは助成の形はこれでいいのかという検討すること。もう1点は、内発的動機づけということで、小学校の場合に検定からスタートすればいいのか。ではなくて、例えばイングリッシュデイキャンプのような、土曜日曜の休日に1日英語で生活するような体験活動をさせていく中で、子供たちのモチベーションを高めて、そして検定につなげるとか、小学校の場合には検定制度、特に英語ですと、英検とまた違うんですね。小学の場合、英検ジュニアということで、やっている主体も今2種類あるのかな。オンラインであったりいろいろな形があります。そんなことをやはり小学校に下ろす場合には、どのような形で下ろすことがやる以上の成果を上げてあげることが重要ですので、その辺も検討しながら進めることが大事だと思います。ただ、検定を小学校に拡充することには意義があると考えております。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

まだまだ始まったばかりで、いろいろ実証しながら進めていきたいというご答弁をいただきましたが、3検定でいいのかという今、その範囲の話も触れられました。実はこの機会に、小学校に向いている検定というのをネットで調べてみたんですけども、多種多様な検定がございます。3種類だけではなくて、もちろん昔のおなじみの珠算検定から始まり、日本語の検定、それからこれからのネット情報の氾濫する時代には非常に大事なんじゃないかなと思うんですけども、ニュースの時事能力検定、その記事を読んでそれを理解して分析する能力の検定とか、あとは朗読検定とか硬筆検定とか音楽技能検定とか、それから英数国だけじゃなく理科の技能検定とか、あとはプログラミングとかタイピングの検定とか、それが有料かどうかはまた別としまして、どのくらいの経費がかかるのかは別としまして、子供のあらゆるやる気を引き出しそうな多種多様な検定がございます。いろいろ中学生時代にまずスタートしてみても実証するというと同時に、様々な施策があると思うんですけども、ぜひ小学生の時代も大事に扱っていただいて、やっぱりさっき個性、それから子供の差異という話をされましたけれども、その検定の種類が増えれば増えるほど、子供たちのそれに対する好奇心も、多分育てることができると思うんです。何に興味を示すかということも大事でございますし、何よりこの検定制度は親の経済的負担を減らすということでもございまして、親も一緒になって子供の好奇心、それから子供の向学心を見つめる重要な機会になると思います。ですので、ぜひ中学生時代始まったばかりで実証段階と申しますけれども、やはり同じように小学生時代も扱っていただいて、小学生のやる気も同時に研究して進めていただきたいと思います。

もう1つ、検定の会場でございます。いつも学校、多分地元だと学校が使われると思うんですけども、その検定時例えば地元の和町とかで検定をする場合、施設の検定のスタッフというのは派遣されて検定を、協会のスタッフがやるんでしょうか。どういう感じで検定って、今、行われているんでしょうか。

議長（今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

実際検定につきましては、中学校の英検の3級あたりですと、領域的に結構な領域80分、英語の問題で括弧に入れたり、あるいは作文とかリスニングとか、80分の問題の1次試験と2次試験のほうはヒアリングとか聞く話のような短時間の検定ですけ

れども、専門的な部分になりますので、たくさんの人数が集まれば、学校を会場としてお貸ししてやってもらえますし、少ない場合には、自分で出向いて会場で受験をすると、そんな形になっております。

議 長 （今野善行君）
児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

以前、知人が家族ぐるみで国語の検定を受けに参りまして、たまたま会場は吉岡小学校だったんですけれども、地元の先生たちとかそれから地域のボランティアとかそのスタッフで参加したという話も聞いております。ですので、各種検定の助成制度の私、これからすごく可能性を感じるころは、子供のやる気を向学心を引き出すために、やっぱり親も一緒になって寄り添ってということと、それからいろいろな様々な検定が盛り上がることによって、それを地域で支えることができるんじゃないかな。地域、例えばPTAとかそれから学校の支援員の皆さん、地域の皆さんですね。あとは検定の中身によると、例えば高校生がサマースクールで勉強を教えたりとか、それから中身によると、その辺得意な方の地域の方が支えて教えてあげたり合格に向けて一緒に寄り添ってあげて、いろいろな地域ぐるみで子供たちを育てていくいい環境がこの政策を起点にしてつくれるのではないかなと、そういう可能性を感じました。

町長によく本当は聞いていただきたかったんですけれども、最後にこの2件目の締めくくりで、総括のご答弁を教育長から最後いただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

今、議員さんのほうから、本当にこの地域を取り込んだと非常にいいお話を伺いました。これまで教育委員会としまして、各学校にお願いしていた1つの形として、大切にしたい4つのことがと。名前呼ばれたらはいと返事をする、朝人に出会ったらおはようと挨拶をする、人に親切にしてもらったらありがとうと感謝をする、迷惑をかけたらごめんなさいと謝るというふうな、大切にしたい4つのこと。

今年度、新たに4つの力というものを、大切にしたい4つの力を校長先生を通し

て学校でお願いしています。1点目が人を大切にする力、2点目が自分の考えを持つ力、3点目は自分を表現する力、4点目はチャレンジする力ということで、やはり未来を生きる子供のために、最終的なチャレンジする力というものを大事にすると、そんなことが必要になりますので、この検定制度も大事にしていきたいなと思っています。

議 長 （今野善行君）
児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

それでは、1件目では町長から昔の先人の人たちの思いを起こす、そういう質問をさせていただきましてご答弁をいただきまして、2件目では、教育長からこれからの未来に向けて、地域の宝である子供たちの思いを引き出すというお答えをそれぞれからいただきました。

1件目2件目終了しましたので、3件目に移りたいと思いますが、

議 長 （今野善行君）
ここで暫時休憩したいと思います。
3件目は午後からお願いしたいと思います。
再開は午後1時からといたします。

午前11時56分 休 憩

午後12時59分 再 開

議 長 （今野善行君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き一般質問を行います。
15番児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

それでは、午前に引き続きまして、3件目の質問を始めます。

「犯罪発生情報の迅速な発信を」。

7月10日午後8時20分頃、吉岡南で強盗事件がありました。続いて12日午後10時50分頃、まほろば2丁目でひったくり事件が発生しました。このような犯罪発生情報を、報道や学校からの報告より先に町民に知らせ、常日頃から行政と町民とで組織する防犯体制を機能させるべきであります。ほかの自治体の取組を参考に、本町ができる対策をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

次に「犯罪発生情報の迅速な発信を」についてお答えをいたします。

本町において、7月の10日、12日の夜に連続して強盗事件が発生いたしましたが、その後、8月21日に犯人が逮捕されたとの報道がありました。町はこの事件に対し、11日午後3時45分、大和警察署からの依頼を受けて、学校の下校時間帯に合わせて、午後4時30分と午後7時に防災無線放送による注意喚起を行いました。これらの犯罪発生情報につきましては、警察署が中心となって一元的に情報を管理しており、犯罪捜査の関係や警察等パトロールなどにおいて、関係機関へ適切に情報提供を行っているとの認識をしております。

町としまして、日頃から行政区長や学校関係者及びPTAの方による防犯活動が行われており、見守り隊や防犯パトロール隊員など各種防犯団体の皆様にご協力をいただいております。本町では、関係団体として大きい役割を占めている大和町防犯協会に対し、このような事件発生時にはパトロール等でご協力をお願いすることとしております。

今後もこれまでの活動を維持をしながら、他の自治体の取組などを参考にして、さらなる地域の安全安心なまちづくりにつながるよう、情報発信にも努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

1 5 番 (児玉金兵衛君)

それでは答弁に基づきまして再質問を始めます。

11日の午後3時40分に防災無線を活用して周知を図ったと答弁いただきましたけれども、まずそれが現時点で町が取り得る、まず警察からの連絡をいただいて最速の対応であったのだろうなと思います。でも町長、想像していただきたいんですけども、例えば11日の朝、いつものように子供たちを学校に送り出す親御さん、その事情を知らない親御さんが、後でそれを知ったときの恐怖、そして不安、そしてこういった事態に常日頃情熱を持って防犯に取り組んでいらっしゃる地域の皆さんの何ていうんでしょう、悔しさとか無力感とか、そういうこういった急迫不正の事態に対する町民の人たちの思い、この事件を受けて町長、どのようにお感じになったでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず本当にこういった事件が発生しましたことを本当に心苦しく、町のこちらの状況を考えても残念な事件であったなという思いでありますと同時に、けが人等々いなくて幸いであったという思いでございます。いかんせん逮捕の状況、また2次的な被害を受けられる方がいらっしゃることもあっても困るわけでもありまして、そういった意味でも警察のほうからの情報提供を待ってのどうしても動きになる部分があった部分でありましたけれども、最終的にいろいろ協力要請もあった中で犯人が逮捕に至ったというところは幸いであったという部分と、本当にけが人等々が発生しなかった部分は幸いだったなと、そんな思いであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

児玉金兵衛君。

1 5 番 (児玉金兵衛君)

言うべきもないんですけども、その被害に遭われた、2件とも女性というお話

なんですけれども、その恐怖たるやその思いをはせると本当に背筋が凍る思いをいたします。本当に深く私も同情いたします。

そんな中、ではどういうふうに情報周知を今のシステムを使って情報周知をできるのかなと。まず防災無線は当然でございます。そして防災無線聞き逃した方用のそのダイヤルというのもしっかり備えていると。今、町のできる限りの体制を取っていらっしゃるのには理解した上で、何かできないかなと考えまして、たまたま私の息子が通う大和中学校では、これはアプリなんですけれどもね。t e t o r uというアプリがございまして、学校と保護者をつなぐ小中学校向けの保護者の連絡サービスでございます。多分メールよりは気づくのが容易なアプリですので、その連絡に集中してあるのでサインは見落としはしないかと思うんですけれども、例えば例としては、子供が登校した後に、午前中に早い段階で熱中症アラートを受けて、午後の部活を中止しますと、そういった子供の送り出した子供の活動、帰宅するまでが時間帯も含めて想像できる、そういったアプリの情報共有ツールもございます。防災無線にしてもアプリにしても、SNSとかを活用した現代的なシステムを使った情報共有にしても、でもそれにしても、やはり一番はご答弁にもありますとおり、まず警察がこういう犯罪に関しては一元的に情報を持っているということでございますから、ぜひこの機会に、改めて情報の正確性とかの吟味もあると思うんですけれども、警察に対してなるべく早い速やかな情報提供というのを強く求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

基本的に大和警察署とは情報を密にさせていただいており、無線等々も警察の直接の無線ではありませんが、連絡を速やかにもらう体制であると認識はしておるものの、もっとより早い情報提供の仕方があったのではないのかなという部分も検証もさせていただきながら、なお情報提供を求めるのに加えて、先ほどt e t o r uというアプリの話もございました。学生向け等々どういう連絡方法等連携をしていけば、より効率的に効果的に情報伝達ができるのかという部分も、これから検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

1 5 番 （児玉金兵衛君）

今回の一般質問では、やっぱり事業を見て、防災に関する同僚議員の質問が多いですけれども、防犯も全く同様でございます。例えば、今、手元に、令和2年度に作成した大和町安全安心まちづくりの基本計画がございます。それを見ると、やはり防犯に関しても自分たちの町、地域は自分たちで守るという意識の下に、みんなの協力で防犯対策や防犯体制の充実強化を図り、犯罪のないまちの実現を目指しますとしっかりうたっておりまして、その細目の中に、子供や女性や高齢者や障害を持った方も含めて、地域ぐるみで防災を進めていくという、しっかりとした骨子が全編にわたってうたっており、それをこの防災計画を鑑みて、そして今の役場の連絡体制、周知体制の細則ではあるんですけれども、まだまだ一般町民の方が非常に不安に思ってしまうような事態に至ることを、一議員としてじくじたる思いで、どうすればいいのかなと思っておりました。例えば今回は強盗という行為なんですけれども、それがもしテロリストだったらどうしようとかですね。昨日同僚議員からもありましたけれども、これがアーバンベアだったら大変だったろうなといういろいろ思うわけです。なので私も地域の防犯とか防災、消防団でございますから、いつ火災が起きてもすぐ飛び出す体制にはいつもございます。それと同じように、同じような情熱を持って地域で防犯活動に取り組んでいる地域の方々がたくさんおられます。それで組織もたくさんございます。そういった方々のさらなる思いも含めてその思いを引き出す防犯体制というのを、今、この機会に考えるべきではないのかなと心から思いますが、ちょっと時間がなくなりましたので、その3件目の総括として町長から答弁をいただきます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

やっぱり防犯、防火、共通するところも十分あると思います。やはりもちろん自

らの命はまず皆さん方自ら守っていただきたい。加えて犯罪を起こさない、起こさせない、そういった地域のコミュニティーづくりも大事であろうなという思いがあります。そういった意味でも、隣近所同じ班なりフェイストゥフェイスで本当に心の通ったコミュニティー、そういった関係がまた犯罪を抑止させる効果の部分ではないのかなという思いがございます。万が一そういった事件があった場合の連絡体制の構築、それはこの役場執行部側の連絡体制が今まで以上によくなることももちろん大事だろうと思いますが、住民の方にも入っていただいた中での抑止力も高められるよう、様々な事業を通じて心の通った人間関係、コミュニティーづくりに努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

ご答弁いただきました。今日は3件の質問を通していにしえの方たちに思いをはせていただいて、そして行く末未来の宝である子供たちの成長にも思いをはせていただいて、そして現在の課題、防犯に対して、住民の方々の気持ちに寄り添っていただく、ささやかですが時間を設けさせていただきました。

全てが町長にとっては、これから地域とつながっていく大事な接点になる政策になると思います。ですので、全てに対して今後前向きな検討を進めていくというお答えをいただきましたので、私も町長と一緒にまちづくりに対して目となり耳となって活動してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 （今野善行君）

以上で児玉金兵衛君の一般質問を終わります。

続きまして、2番佐野瑠津さん、お願いします。

2 番 （佐野瑠津君）

今回で2回目の一般質問となります。大変緊張しているんですけども、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1 件目です。「新型コロナワクチンに関する情報提供について」。

新型コロナワクチンについて、6月定例会議の一般質問でも取り上げましたが、令和5年度新型コロナワクチン秋接種開始のお知らせには、副反応の明記が十分ではなかった等、町民への情報開示が十分ではなかった点を取り上げさせていただきました。来月からコロナワクチン接種が再度始まると同時に、健康被害、そして死亡認定も全国で出ていることから、さらなる情報開示、また、ワクチンに関する事実の周知徹底が求められますが、以下の3つの点について伺います。

1 要旨目、本町における救済制度認定数と死亡認定数の件数、また申請中の人数を教えてください。

また、2 要旨目、秋から始まるワクチン定期接種案内において、副作用の記載並びに救済制度の情報開示は十分と考えるでしょうか。

3 要旨目、定期接種対象者の人数と接種券配布方法を教えてください。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは佐野瑠津議員のご質問、「新型コロナワクチンに関する情報提供について」にお答えいたします。

初めに、1 要旨目の本町の救済制度認定数と死亡認定数の件数、申請中の人数についてであります。救済制度の給付請求をこれまで5件受付をし、県に進達しております。そのうち4件は審査の結果、全て認定の通知を受けており、死亡一時金給付に係る認定件数は2件であります。現時点でまだ審査結果が出ていない案件が1件であります。

次に、2 要旨目の秋から始まる定期接種の案内における副作用の記載並びに救済制度の情報開示は十分かについてであります。10月から実施をする高齢者の新型コロナワクチン接種に関しては、インフルエンザ予防接種などと同様に、主に個人の疾病予防に重点を置く定期接種となるため、対象者本人が接種の努力義務はなく、本人の自由な意思に基づき接種を希望する場合に実施するものであります。このため、定期接種の実施に当たりましては、接種の努力義務が課せられていた昨年度までとは事情が異なることをお知らせをするほか、ワクチン接種を受ける際の参考として、有効性や主な副反応、健康被害救済制度に関する情報なども周知をすること

とし、これらのお知らせは予防接種の予診票等と合わせて1枚つづりにして配布することとしております。新型コロナワクチンの効果、副反応、安全性などの詳細に関しては、厚生労働省のホームページに新型コロナワクチンに関するQ&Aページがありますので、予防接種のお知らせつづりの中に、ページにアクセスできる二次元コード、これを掲載することとしております。

最後に、3要旨目の定期接種対象者の人数と接種券の配布方法についてであります。今回の新型コロナワクチンの定期接種は65歳以上の方、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または免疫の機能に一定の障害を有する方を対象としておりますので、主な対象である65歳以上の方は、令和6年4月1日現在となりますが、6,687人であります。

また、定期接種の実施に当たりましては、2要旨目のご質問で回答いたしましたように、予防接種のお知らせと予診票等を1枚つづりにしたものを予防接種を実施する黒川医師会の医療関係の窓口に掲え置くほか、健康推進課杜の丘出張所の窓口で配布することとしております。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長 （今野善行君）
佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）
それでは、再質問させていただきます。

まず、1要旨目の本町における救済制度認定数なんですけれども、町内では2件、そして死亡認定件数は2件、そして審査結果待ちが1件ということで、全部で5件ということでした。2021年の2月から始まった新型コロナワクチンにより、町民の中でもワクチン接種後、人生が本当ここ数年で大きく変わってしまうほどの経験をされた方がいるということが分かります。この町内の救済制度認定数の数字を見られまして、町長の率直な所見をお伺いしたいと思います。

議長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町長 （浅野俊彦君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

5件ということになるわけですが、申請のほう認定を受けたのが4件になるわけですが、まさかそのうちの半分の2件、お2人の方がお亡くなりになられてるという部分は、やっぱり重く受け止めておりまして、本当亡くなられた方に対してはお気の毒であったなど、そんな思いであります。

以上であります。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番（佐野瑠津君）

このことは町長がご就任される前のもちろん出来事であったかと思うんですが、でも今現在も苦しんでおられる方がいるということを私たちは決して忘れてはいけないと考えております。そしてこの数字は本当に氷山の一角にしかすぎません。今の町民の中でも、健康被害に長い間2年以上苦しまれている方ですとか、また大切な家族をワクチン接種後に突然亡くされた方がおられるということ。そして、接種後1年以上すごく元気だった方が、突然様々な免疫疾患などで体の不調を発症するということがございます。そして、身体に何らかの不調を感じながらもこの予防接種健康被害救済制度自体を知らない方がおられたりですとか、また、救済制度を申請するに当たって準備する書類がかなり多いんですね。病院で診断書を発行していただかなければいけない、そしてその費用も自分で負担しなければいけない。そして申請が認定されるかどうか分からないままの審査待ちという状態が、今、1年以上もかかるということが分かっています。このような方々を1人でも減らしていくためには、10月から再度国が推し進めるワクチンに対して、町として最大限にできることは何かを考えていかなければいけないと考えております。

このことに関して、町民の皆様に町としてできることは、情報をやはり開示すること、そのことが要になってくると思いますが、このまま2要旨目の再質問に移らせていただきます。情報開示について、6月の一般質問では、令和5年度の町からの接種案内が情報を明確にうたっていなかった部分があったということ、町長もおっしゃってくださっていました。令和5年度のワクチン接種案内と、そして今回秋から始まる接種案内においての紙面上の情報の割合といいますか、先ほど本人の自由な意思ですよということですか、また有効性、副反応の健康被害救済

制度については明記しますとご答弁頂きましたけれども、去年のチラシと比べて今回はどのような違いがあるのかをお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

やっぱり情報を、知り得た情報を隠すことなくきちんとやっぱり開示をする、それが一つの大事な姿勢であると思っております。そういった意味で、前6月議会でもご指摘いただきましたとおり、まず何らかあった場合の窓口をきちんと健康推進課であると明記をさせていただくのに加えて、今回、通常のインフルエンザとかと同じ予防接種に分類が変わった部分もありますので、制度の変更した部分等々も1枚に問診票のほうに付け加えて、1枚つづりで送るつもりでおりますけれども、具体にはどういった書類、どの程度増えるのかといった部分、具体的な枚数等々のお話も気になさってる部分はおありだと思いますので、その部分に関してはちょっと担当の課のほうから回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

それでは佐野議員の再質問にお答えをいたします。

昨年秋までのお知らせの仕方と今回秋から実施するものについてのお知らせの仕方について相違点はということでございます。まず前回まで基本的に接種をこういった形で実施しますというものを中心に、あとワクチンの添付文書といったものも発行されておりますので、関係する資料につきましては、本人の接種券送付時に合わせまして、交付して送っていたものになります。

今回新たに実施するに当たってのお知らせの仕方につきましては、まずやはり同じようにどういった方が対象になるのかとか、期間あるいは自己負担、そういったものを基本的な情報のほかに予防接種を受ける前の注意点といたしまして、新型コロナウイルス感染症の特徴とか、あるいは国のほうで評価されております有効性、

主な副反応、そういった具体的な記載、あとは今回予防接種を受けるに当たっては、きちんと医師の説明に基づいて同意していただくことが前提となると、そういったものもお知らせをしております。また、予防接種を受けることができない方、あるいは注意事項、あと答弁のほうにもあります副反応が起きた場合の健康被害救済制度、そちらについても前回はちょっと文字が小さいというご指摘などもありました。分かりやすい内容の大きさを表記をしておりますし、どうしてもいろいろな情報が膨大にございますので、答弁にもありますとおり、QRコードのほうで情報を入手していただくような形でお知らせをすることとしております。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

6月の一般質問の後、いろいろと工夫をしていただいているということで、文字のサイズも大きくしていただいているということで対応していただきありがとうございます。ただ、情報をやはり分かりやすく町民に届ける必要があるという中で、QRコードというのは、今回ワクチン接種対象者が高齢者ということで、ご高齢者の方にとって、スマートフォンを使ってQRから情報を得るというのは、一手間ではないのかなと考えております。そしてこのQRコードを載せる、そこで情報を得ていただくという紙面上の問題もあるかと思うんですけれども、それは果たしてご高齢者の方々を配慮した上で、ちゃんとした情報開示ということで十分であるとお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

比較的高齢の方も今スマホをお持ちの方も大分増えていらっしゃるって、ただ情報という意味では、逆に紙で出すものとそうじゃないものと仕分してしまうことイコール、こちらのほうで情報を開示するものとししないものと仕分をしてしまうことにもつながりかねない部分もあって、もちろん高齢者ご本人ではなかなか見られない

方もいらっしゃるかも知れませんが、ご家族等の方々といろいろお話もしていただいたりするのも一つ必要ではないのかなと思う中で、現時点では逆に紙ベースでお配りする時代ではないのかなというところで、確かに十分ではないというご指摘もあるかも知れませんが、現時点での最善の策であるのかなと捉えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

今回、対象者がやはりご高齢者の方々ということは、町としてもやはり配慮すべき点だと思います。お1人で住んでいらっしゃる方もいますし、自分からわざわざQRコードを読み取って情報を得るという方々は少ないのではないかと考えております。やはり町民の健康そして命を守る立場として、情報1つあるかないかで、町民がこの接種をするかどうかの判断材料になります。そして正しいその自分にとって何がよいのだろうかという判断をするためには情報が必要なのではないのでしょうか。

なぜ私がここまで情報開示を求めますか、求めるかといいますと、ここでちょっと資料を見せながら説明させていただきたいと思います。こちらは新型コロナワクチン接種後の健康被害救済制度の認定数、そして受理件数が載っているものでございます。こちらは厚生労働省のホームページでも載せられているものでございますけれども、先ほど大和町内では5名の救済制度の給付請求があったということでございました。しかし、全国の規模でも見ていく必要があるかと思います。全国ですと、令和6年8月22日現在で1万1,773件もの受理件数がございます。そしてそのうち、健康被害の救済申請されたものが7,970件あります。またそのうち死亡一時金、そして葬祭料は777件ということがここで分かります。

これは、こちらのもう1つも見ていただきたいんですけれども、これも厚生労働省が出しているホームページに載っているものでございます。それを分かりやすくしたものですけれども、過去45年間この救済制度が始まってから、1977年ですね、1977年2月から2021年度末までの過去45年間の累計が書いてあります。45年間の累計はこちらになるんですけれども、累計45年間の間にこの健康被害認定件数は3,522件でした。そしてそのうち死亡一時金、葬祭料に関する認知件数は151件でございます。そしてこの隣を見ていただきたいんですけれども、こちらは2021年2月、この

新型コロナワクチンが始まった約3年半のデータでございます。こちらは45年間、そしてこちらは3年半の間に死亡認定件数が777件、そして健康被害認定者数が7,970件と、ここで見ても分かるように、45年間と3年間半の間に明らかな違いがあるわけです。そして令和5年度の新型コロナワクチンの健康被害認定に関わる日本の国の予算額なんですけれども、当初始まったときは3億6,000万円の予算額が発表されておりました。しかしその後補正予算で何と397億7,000万円に膨れ上がりまして、実に110倍になっている事実があるわけです。そして今もなお、認定の審査待ちをしていらっしゃる方、そしてつい先日テレビでも放映されていたんですけれども、救済制度についての案内が特集されたことから、さらに申請する数が増え続けていると分かっております。今までであれば、これほどの健康被害死亡認定件数が出ている時点でワクチン接種を中止すべきであります。

過去日本でも1988年にMMRワクチンというのがございまして、その接種開始後、髄膜炎が予想以上に発症してしまったという事例がございました。その際はすぐにそのワクチンが中止となったわけです。しかし、このコロナワクチンに関しては中止すべきなのにもかかわらず、私たちの日本では、秋からもさらに接種を推進しようとしているわけで、これは明らかにおかしい事態だと私は考えております。

こちらを見ていただけますでしょうか。こちらは先ほどお見せしました過去45年間の認定者数と、新型コロナワクチンの認定者数を棒グラフにして分かりやすくしたものでございます。こちらの45年間のグラフは、皆さんがよくご存じのBCGですとかインフルエンザのワクチンによる健康被害認定数です。しかし、この一番端の右の棒グラフを見ていただくと分かるように、明らかに新型コロナワクチンによる死亡認定数、そして健康被害認定数、3年半の間にこれだけの数が出ているということが厚生労働省でも発表されているわけですね。このような情報をやはり町民も知るべきなのではないでしょうか。

そしてもう1つ、接種対象者の方に知らせていただきたいことがもう1つございます。こちらを見ていただけますでしょうか。こちらは健康被害に対する給付額なんです。今までの新型コロナワクチンはA類という扱いでございました。そのA類の中では、障害年金または死亡した際の補償額というものがこちらに書いてありますが、今回から任意接種ということでB類になっております。B類になりますと補償額も全然違うんですね、差が出ております。もちろん皆さんが健康な状態にいることは私たちの願いでもありますけれども、やはりこのような補償内容の差も出てきているんだということも、町民の方々にはっきりと示すべきではないでしょう

か。

今、このここまでの情報を見ていただいた中で町長のこの情報を知っていたのかどうかということと、この情報に対して町民に対してもその判断材料として、提示するべきではないですかということに関しては、町長の所見を伺いたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

その前に先ほどのQRコードと二次元コードだけでは不十分じゃないかというお話いただいた中でちょっと説明が漏れましたが、そういったところもちょうと紙ベースでの周知ももちろん必要であろうと思いますので、限られてくる枚数にももちろんなる部分もありますから、黒川医師会さんを通じて実際に接種をされる前に、紙ベース等々でご確認いただけるようなものを準備いただくようなことをお願いしていることを、またあえてお話をさせていただきたいなと思いますのと、加えて予防接種のA類からB類に変わることによって、死亡に対する補償金の金額が変わりますですとか、あと実際の何か異常があった場合の審査する申入れをする先が市町村ではなくて、今度は別な独立の医薬品医療機器総合機構に直接申込みをしたりしなきゃならないとか、様々この制度的にも変わる部分、認識しておりますので、厚生労働省で作ったそういった資料も高齢者の方々に、一部その変更する内容の一部としてお知らせをするつもりで準備を、今、しておるところでありますので、その辺ご理解をいただければと思います。

よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

黒川郡の医師会の方とも協力していただいているとのこと、本当に安心します、ありがとうございます。やはり情報が見える化するべきだと思います。これほどの被害が町内だけにかかわらず日本全国で起きているという、これは戦後本当に始まって

以来の薬害ではないかと言っても過言ではないぐらいのことが日本で起きていると私は考えております。ですので、町長としましてはやはり町民の命を守るためにも、その判断材料になるものはやはり提示していただいて、見える化していただくことを要望いたします。

続きまして、3要旨目の質問に移らせていただきますけれども、対象の接種対象者は6,687名ということでございました。そして配布方法は、役場での窓口、また医療機関で受け取るということでございましたけれども、このことに関してぜひインフォームド・コンセントといいまして、皆様もご存じかもしれないですけども、お医者さんと患者との十分な情報をやはりその得た上での同意関係にあるという、それから接種を受けるというそのインフォームド・コンセントの徹底をぜひ黒川郡の医師会と協力していただいて、町からも要望するということは、町民の代表を務めていらっしゃる町長としても、やはり果たすべき最大の責任ではないかと思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

確かに本当にインフォームド・コンセントが徹底されれば、なおもちろんそれが望ましい形だろうなと思います。黒川医師会の方々とのいろいろ協議をさせていただく中で、富谷黒川地域、大和、具体的に富谷市、大和町、大郷町、大衡村それぞれとも歩調を合わせながら協議もしていかなきゃならないところも事実でありますので、関係する市町村とも情報共有させてもらいながら、医師会とどういってお話ができるのか、それをこれから協議をしてまいりたいと思います。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

黒川郡医師会とも協議をしていただけたということ、安心しました。ぜひそのまま検討していただいて、町民のために情報が見える形で提供していただけたらと思い

ます。

今回のこのコロナワクチンに関してなんですけれども、従来の私たちが慣れ親しんできている生ワクチンですとか、不活化ワクチンとは全く違うものでございます。メッセンジャーRNAワクチンと言われるもので、通常の承認をされる場合ですと、臨床試験がされなければいけないですけれども、今回のメッセンジャーRNAワクチンに関しては、特例承認という形で臨床試験が終了しないまま、世界で初めてコロナワクチンとして実用化されたものでございます。スパイクたんぱくというその注射を打つことによって、スパイクたんぱく質自体が毒性が強く、体の血栓ができやすくなったりですとか、また免疫力が低下し自己免疫疾患をもたらすことが世界中のお医者さんによって論文で発表され警告されているんですね。

また、6月の定例会議でも、レプリコンワクチンについて触れさせていただきましたが、自己増殖型のメッセンジャーRNAワクチンは、来月からの開始を目指しておるんですが、まだ薬事承認がおりてもない段階でございます。もう1か月も切っているのにまだ薬事承認も下りていないものが、薬事承認が下り次第、町民やまた国民にスタートさせるということなんですね。

そしてまた10月から始まる定期接種に関しては、それらのほかの薬事承認待ちのワクチンも含めて、5つの製薬会社から各医療機関がどのワクチンを使用するかを判断する形になるということが明らかにされております。その5つの製薬会社、メッセンジャーRNAワクチンは3つの会社でございます。そして組替えたんぱくワクチンというものが1つの会社でございます。そしてその中にもう1つ、今、薬事承認待ちをしているメッセンジャーRNAレプリコンワクチンがもう1つと、計5つの製薬会社から医療機関がどのワクチンを使うかを選ぶんですよ。これも極めて重要な情報だと私は考えております。国が推し進めている事業ではありますが、やはりその地方である町として、町の町民の健康そして安全の責任を果たすという意味でも、このような情報がしっかりと町民に届けられるべきではないでしょうか。ですので、最後にこの件に関して町長から、これらの情報を踏まえた上でしっかりと情報開示をしていただくということで、最後にご意見をお伺いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

町としましてはそういった医学的な知見がなかなかない中ではありますが、事実として出た事象に関しては隠すつもりはもちろんなく、隠すことなく開示をしてまいりたいと思いますし、先ほどの組替えワクチンまたはRNAレプリコンの話等々あったわけでありましたけれども、新薬の認定等々というところでどうしてもやっぱり国が中心となってやられてるわけでありましたが、危険性的なところ、危惧する部分がおありのそういったお声があれば、我々としては何か事あるごとに、そういった意見がありますよというのはもちろんお伝えする責務もあるんだろうなとは思いますが、あくまでも認証なり知見を持ってる我々でもないものですから、少なくとも出てきた事象に関しては、隠すことなく町民の皆さん方にお知らせをするよう努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

ありがとうございます。情報1つで救える命、また健康があるかと思しますので、ぜひ引き続き情報開示に努めていただけたらと思います。

続きまして、では1件目の質問を終わらせていただき、2件目に移らせていただきます。「LGBT理解増進法と性教育について」。

LGBT理解増進法により性の多様性の事業に力を入れている自治体もあるが、一方で海外では反LGBT理解増進法が成立するなど、子供たちの教育に混乱をもたらしかねない事態が起こっております。

また、国内でも子供が性被害に遭う事件が増えており、子育て世代からも不安の声が上がっております。大和町の未来を担う子供たちへ何を教えるのかについては、大きな責任が伴うと考えますが、以下の考えを問います。

1 要旨目、町内の小中学校では、性教育の取組はどのようなものか。

2 要旨目、LGBT理解増進法に伴う「4つの性」、「性の多様性」についてどのように指導をしているのか。

3 要旨目、今後町内の小中学校での性教育における教育方針についてどのように

考えているか、お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは続きまして、「L G B T理解増進法と性教育について」のご質問にお答えします。

初めに、1 要旨目の町内の小中学校では、性教育の取組はどのようなものなのかについてお答えします。

町内の小中学校における性教育の取組は、学習指導要領以下、指導要領と言いますけれども、内容を踏まえまして、各学校において主に教科体育の保健の分野で指導計画を作成し、行っております。小学校の指導要領では、性指導に関する部分として、ア体の発育、発達について理解することとしまして、（ア）では、体は年齢に伴って変化すること、また体の発育、発達には個人差があること。（イ）体は思春期になると次第に大人の体に近付き体つきが変わったり、初経や精通などが起こったりすること、また、異性への関心が芽生えることなどが記されております。

中学校の指導要領では、性指導に関する部分として、ア心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすることとしまして、（ア）身体には多くの器官が発達し、それに伴い様々な機能が発達する時期があること、また、発育や発達の時期やその程度には個人差があること。（イ）思春期には内分泌の働きによって、生殖に関わる機能が成熟すること、また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要になること。（ウ）知的機能、情意機能、社会性などの精神機能は、生活経験などの影響を受けて発達すること、また、思春期においては、自己の認識が深まり、自己形成がなされることなどが記されております。

以上の指導要領の内容を受け、各学校においては、小学校では4年生の学習で、「体の成長と私」の単元で、育ちゆく私たちの体、思春期に現れる変化、そして中学校では、1年生の学習で、「心身の機能の発達と心の健康」の単元で、身体の発育、発達、生殖機能の成熟、異性の尊重と性情報への対処を題材名として、性に関わる学習を行っております。

次に、2 要旨目のL G B T理解増進法に伴う4つの性、性の多様性についてどのように指導しているのかについてお答えします。

令和6年度から使用されております小学校の教科書では、性の多様性について記述する教科書が増え、当町の小学3、4年生が使用している体育科の保健の教科書でも、「性と自分らしさ」というタイトルで4つの性について示されており、各学校において指導計画に基づいて学習活動を児童の実態を踏まえて行っております。また、中学校におきましては、章末の資料として、性の多様性についての説明が加えられております。

次に、3要旨目の今後町内の小中学校での性教育における教育方針について、どのように考えているかについてですが、当町といたしましては、全ての児童生徒が自分らしさを発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、1人1人の個性を尊重していくことが重要であると考えており、それぞれの発達段階等に応じて基本的人権に関する理解を深め、偏見や差別を生むことがないよう、指導していくことが必要であると考えております。

このことから、性の多様性ということだけに特化するものではなく、いかなる理由でもいじめや差別を許さない、児童生徒の心情に寄り添った適切な生活指導や、人権教育の推進が図れるよう努めていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

それでは、再質問させていただきます。

1要旨目の町内の小中学校での性教育の取組に対して、ご答弁頂きました。小学校やまた中学校では、体の発達やまた人権、そしてまた成長には個人差があることですか、自己形成がなされていくことを教えていらっしゃるということを、今、伺いたしました。

警視庁のデータによりますと、子供の性被害が過去10年間、毎年4,000件を超えているということが警視庁のホームページに発表されております。スマートフォンの普及に伴い、SNSによる被害、また身近な方からの性被害など、男女性別問わずに子供たちの心身に長期にわたり、大きな大きな傷を与えるものでございます。子供たちに自分の体は自分のものだ、そして嫌なことは嫌だと言っていいということを、やはり年齢に応じて性に関する知識を教えていくことが大切だと考えており

ます。現状ですと3、4年生からの保健体育で体のことですか勉強が始まるということでしたが、もっと早く1年生の段階から自分の体は自分の体であって、そしてまた水着ゾーンっていうんですけれども、自分の水着で隠れる場所は大切な場所だから、人に見せたりまた触らせたりすることがないようにですとか、またお友達の持ち物、お友達の体はお友達のものだから、自分で勝手に無理やり消しゴムを取ったりですとか、または無理やりお友達の体をぐって後ろから押したりですとか、そういうことはしないですとか、1年生の段階から子供たちに自分の体、そして周りの体は友達の命も体も大切なものなんだよということを早い段階で教えていくことが大事と考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではただいまの質問にお答えします。

本当に命の教育ですね。やはり命というのは、小学校に入る段階の前から、やはり子供が生を受けて外に出て野外でいろいろなものと触れ合いながら生きる中で、命あるもの全ての性を大事にするということがやはり大事なんだろうなと思っております。そういう意味で、小学校の3、4年生という授業での扱いはありますけれども、道徳の時間とかあるいは日常的な生活の中で、やはり命の大切さというのは各学校で指導しておりますので、今後も自分の体を大切にする、人の体も同様に大切にする。そんな意識を持てるような教育を継続していきたいと思っております。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

やはり早い段階でそして性教育というのは、生活の延長線上にあるもの、道徳的な面からそしてもちろん体の面からいろいろな多方面からの私たち大人にとっても大きなメッセージを込めた教育であると私は考えております。

文部科学省と内閣府が連携しました命の安全教育というものがございます。この命の安全教育は年齢に応じて、先ほど申しましたそのプライベートゾーンに関して

ですとか、またはそのSNS等で性的な加害また犯罪を含むそういう危険があるんですよということを知識として教えたりですとか、デートDVのこと、またレイプドラッグのこと、性暴力のことなどについて触れていくものでございます。ただしこの命の安全教育というのは、趣旨が性被害者、性加害者にならないためにという、ちょっとネガティブな切り口からの入り方が多いですので、ぜひ大和町の町内でももう少しポジティブな視点から、私が大切な存在である、そして周りも大切な存在であるというポジティブな視点から、でもやはりそれと同時にこの体のこと、また性に関わること、また性犯罪に関わることをちゃんと子供たちに小さい頃から知識として教えていくことが大事だと考えております。

このまま2要旨目の質問に移らせていただきますけれども、4つの性、性の多様性を各学校において指導計画に基づいて学習活動を行っているとありました。具体的にどのような各学校で現在取組をされているのかを把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

まず学校教育というものを、あくまでも学校の業務ですかね、校務と言いますけれども、校務を管理監督するのが校長なんですね。そういう意味で、学校の校長が文科省で準備をしている指導要領に基づき、あるいは通知文などに基づいて、教科書会社で作成した教科書を基にしながら、学校なりに指導計画を作成して授業を行っているというふうになりますので、授業自体については校長の管理下にありますので、教育委員会については、文科省の指導なりあるいは通知文について、きちんと行っているということを確認しながら、指導するというふうになります。

それで、議員さんおっしゃる授業内容なんですが、教科書で見ますと4つのやつが、小学校ですと性に関する指導が終わって、まとめが終わった後の発展という部分で扱われるように今年度からなっているようです。内容は、性と自分らしさというふうな言葉がありまして、人には体の性以外にもいろいろな性の物差しがありますよということで、簡単に触れているという内容ですね。あくまでも一般的な授業の指導の根幹ではなくて発展という部分で扱っているようです。中学校の場合ですと、性の多様性については、これについても授業が終わった巻末の資料という扱い

で、性の多様性という部分で扱われているようです。その中ではやはり高校2年生のときにつらい思いをしたという子の経験談が書かれてありまして、そして相談できる方がいなかったんだけど、相談できて本当に救われたというふうなことが書いてあるんですね。学校であれば、私の想像ですけれども、心配なことがあったら相談しなさいよという、そんな形の活動が資料編であれば行われているのかなと思います。

以上です。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番（佐野瑠津君）

教育委員会ではなくて、各学校の校長先生がその指導要領に基づいて管轄されているということでした。

それで私もつい先日、教科書採択に行ってまいりまして、いろいろな保健体育の教科書を見てまいりました。そしてこれは私の息子の教科書なんですけれども、やはりここにも教育長がおっしゃるように、性と自分らしさというタイトルの下に記載されておりました。ここが私はすごく問題だと思っております、この自分らしさというくくりの中にこの性というものが入っているということが大問題だと。1人の母親としても、そしてまた性教育に関わってきた者として、やはりこれは大和町としても、ちゃんとした方針を持って考えを持った上で、このような指導に当たってほしいと思っております。それは何かといいますと、ここに自分らしさというふうに書いてあるんですけれども、そもそも自分らしさというのは、個性ですとかまた持ち味ですとか、その子の強みですとかですよ。そのことと性というものは全く別物でございまして、性というのは生まれつきに生まれ持ったその子の性質であるわけです。そのことと個性という名の自分らしさを、ここでは今の日本の教育の場では、このLGBT理解増進法の下、1つにされてしまっているということ、これは子供たちへの教育に大混乱をもたらすと私自身もそして町民のお母様たち、もうまた日本全国のお母さんたちも、今、声を上げているわけなんですね。これ何かといいますと、このLGBT理解増進法の背景なんですけれども、去年の6月16日に国会で可決されました。これは理解を増進するための理念法であって、何か特定の方に権利を与えたり罰則規定などを与えるものではもちろんございません。し

かし、この平等でありましょうと、みんな平等であるから差別はあってはいけないという名の下に、この理解増進法がスピード可決されたわけなんですね。国会では本来時間をかけるべき議論を短時間で行うということ自体が納得いかないということで、国会議員の方の中でも反対する方たちがたくさんいたわけです。しかしその中にあっても、もう無理やり法案が可決されたという背景が実はあります。

そして当事者の方々はこの法案を見たときに、当事者の目線に立っている法律ではないということで、国会前でこの理解増進法に対して抗議デモを当事者の方々が行うなど、ニュースにもなったほどなんですよ。こうしたこのLGBT理解増進法が日本で始まったわけですけども、海外ではもっと先立ってこのLGBT理解増進法、海外ではLGBTQ法案というんですけども、アメリカの事例をもって教科書とか学校内でこのような性の4つの性と性の多様性って教えることがどのような結果になるのかということをご紹介させていただきたいと思います。

1つ目なんですけれども、こちらはスポーツの世界の中で起きたことをご紹介します。この方はリア・トーマスさんという方でトランスジェンダーの方で水泳選手でのご覧いただけます。この方は圧倒的な強さで大会記録を塗り替えまして、優勝しました。しかし、つい数年前まで男子チームに所属していた方なんです。なので体力的にも体の骨格から違うということで、このことが議論が巻き起こっているわけです。また、最近ですとパリオリンピックがございましたけれども、パリオリンピックでも女子ボクシングの試合の中で、女子の試合の中での議論がなされるニュースもなされておりましたり、このようなLGBTの理解増進法の下、世界でもいろんなこう問題視されることが起きているということをご説明申し上げたいと思います。

そしてもう1つご紹介したいんですけどもこちらをご覧ください。こちらはクロエ・コールさんという方です。この方は、12歳のときに思春期で体の変化が通りますよね。10代のときって多感なときでございまして、やはり急に体が変化したりですとか、友人関係に違和感を覚えたりですとか、いろいろな心の変化を通るときでございまして。彼女もそういう12歳のときにそのような違和感や不安を感じていた中で、自分は男になったほうが楽だと思ったそうです。それを周りの大人に伝えたところ、あなたはトランスジェンダーなのかもしれないわよということで性転換手術を受けなさいということをお勧められ、彼女は結局、早い段階で性転換手術を受けたんですね。結果彼女がちょっと大きくなって17歳18歳になったときに、あれと、私は女性だということにもう一度思い立ちまして、性を戻したいと思ったんですけ

れども、もうそのときには手後れで体はもう変わっている状態でした。彼女が言っているのは、私が必要だったのは、性転換手術でもなくトランスジェンダーなんじゃないって言われることでもなくて、思春期に対しての自分が感じていた不安な気持ちを受け止めてくれる、肯定してくれる、愛してくれる、そのような場所が必要だったと、カウンセリング、心のケアが必要だったと彼女は話しています。彼女のような体験をした方たちが、今、海外でもたくさんおられてるんですね。今、過激なジェンダー教育と言って、先ほどの4つの性ですとか男と女の区別はないですよというような過激な教育が海外でなされることによって、その性の自分の性に対して不安な子が増えたために、今、アメリカやまたほかの国では反LGBTQ法が逆に可決されている事態なんです。

また、この海外だけではなくてこの日本の事例も見ていただきたいんですけども、日本でも三重県で、公衆浴場で男性が入ってくるという事件がありました。男性が言うには、自分は心が女なのに何で女子風呂に入っちゃいけないのかということが入ってきたわけです。でもこの方の体は男のままなわけなんです。そのことで女性の権利というか、また子供たちの権利のスペースが脅かされるのではないかと、このニュースも本当に大きく取り上げられた事態でした。これをなぜ今、出しているかといいますと、私は決して差別しているわけではなくて、友人にも当事者の方いらっしゃいますし、理解を示している側ではございます。しかしこのような男と女の区別はないですよとか、自分らしさ、自分の性を選ぶことができるよとか、4つの性があるんですよということをこの学校教育の場で教えるということがどういう結果になっていくのかということを大和町としてもやはり考えていく必要があるかと思います。

時間が迫っていますので、最後もう1つだけお見せしたいと思いますけれども、今、日本の中でもこのLGBT理解増進法の下、埼玉県ですとか、また岡山県ですとか大阪の豊中市ですと、この学校教育でこの性はグラデーションということで性の物差しということで、子供たちに4つの性から体の性はあなたは今日は女かな男かな、心の性はあなたは女かな男かな、好きになる性、表現する性はあなたは今日はこの物差しの中のどこにいるかなということを選ばせる、そのような教育もされている自治体も出てきております。私はこのことをずっとしていくと、やはり何十年後かには日本も先ほど見せました海外と同じような事態が起きてくるのではないかと大変危惧しております。ですので最後に、教育長に、やはりご答弁の中にも大和町としてはそのように、この性の多様性ということにだけに特化するのではなく

とおっしゃってくださっていましたけれども、このような海外の事例も含めた上で、今後のこの大和町内における学校での性の多様性ということに対してのこの教育方針といいますか、もちろん校長が決めていくということでありましたけれども、校長先生に例えばこれらのことを情報共有していただくとか、さらにできる限りの最善を尽くしていただきたいことを要望いたしますが、最後にご所見を伺いたいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

たくさんの資料ありがとうございました。やはり海外の事例ですと詳細に分からないのでコメントのしようがないんですけれども、日本で行われたお風呂の件ですか。ニュースにあったやつ。やはり男のような方が男なんでしょうけれども、入ったということで記事があるようなんですね。私のこれまでの生活経験の中ではなかったことなんですね。非常に驚きを持っています。この報道の内容を見ると逮捕されたという、逮捕という言葉があったんですね。やはりこれが答えているんだろうなというふうにこの資料を見ながら感じておりました。

それで大和町の教育のほうに話を戻しますと、L G B T法が出た後6月23日に文科省から通知文が出ております。その中を読みますと、これまでも学校教育や社会教育における人権教育を通して云々かんぬん書いてあるんですが、最後にこれまでの取組を引き続き推進しますということで、文科省の通知文でも過去に出されている生徒指導提要とか、あるいはパンフレットについても提示されまして、これまで同様に進めてほしいということがありますので、町としてはこれまでどおりの形で教育については当たっていききたいなと考えております。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

これまでどおりの指導をしていくということが通知があったということをお伺いして安心しました。今後も学習指導要領に基づいて教育はなされていくかと思うんで

すけれども、やはり今日先生たちですとかまた校長先生たちに、今日本でこういうふうにLGBTの理解増進法が入ってきたことによって、子供たちに早い段階からこのような性が4つあるんだよということですか、教えるということが結果どうなっていくのか、子供たちの10年後20年後を見据えてその部分においては例えばさらりといくとか、大和町の校長先生なりにこれらのこと情報共有をぜひしていただいて、子供たちの将来のためにも教職者の方々が本当にどういう教育を行っていくことができるのかを、ぜひ情報共有していただきたいと思います。

そしてまたその海外の事例ということでしたけれども、これは本当海外の事例だから日本で起きないんじゃないかではなくて、やはり日本でもこの先ずっと続けていくならば、教育現場で。子供たちがどのような思想を持って大人になるのかと考えた場合、大変危険な教育だと私は感じております。ですので、やはりその国や県からの要請を待つのもなくて、この海外の事例を踏まえて先行的にその（「佐野委員、もう時間過ぎていますので」の声あり）、失礼いたしました。ではありがとうございます。

これにて一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長（今野善行君）

以上で佐野瑠津さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、午後2時25分といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時25分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。9番馬場良勝君。

9番（馬場良勝君）

それでは、9月定例会最後の一般質問となりますので、お付き合いを頂ければと思います。それでは通告に伴いまして、一般質問を開始したいと思います。

「防犯対策の強化を」

大和町内で児童への声がけや夜間のひったくり事件が立て続けに発生いたしました。本町では防犯灯や防犯カメラ、防犯パトロール等、様々な対策を行っておりますが、さらなる対策が必要であると考えます。

そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、防犯カメラの設置状況と防犯カメラがこれまで活用、情報提供等された事例はあるのでしょうか。

2 要旨目、防犯カメラによる犯罪抑止力は高いと考えますが、一方でプライバシーへの配慮というハードルもあるかと思います。今後の設置等、町としてどのように考えているのでしょうか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、馬場良勝議員の防犯対策の強化をのご質問にお答えいたします。

町内では、今年に入ってから、児童への声がけ事案や夜間のひったくり事件など、続けて発生しており、防犯対策の強化が求められていると認識をしております。

1 要旨目の防犯カメラの設置状況と防犯カメラがこれまで活用、情報提供等をされた事例はあるかについてお答えをいたします。

平成27年度から実施している防犯カメラの設置は、令和5年度末時点で34台、そして、今年度は7台の防犯カメラの設置を予定をしております、そのうち2台はまほろばホール施設駐車場等へ設置が完了しております。また、これまでの主な設置箇所につきましては、各学校周辺やその通学路のほか、吉岡地区、もみじヶ丘及び杜の丘地区の市街地を中心に、防犯カメラの設置運用を行っているところであります。防犯カメラは、ご承知のとおり、設置による防犯、犯罪抑止効果は大きいものと考えておりますけれども、一方でプライバシーのほうに配慮した適切な設置運用も重要であります。

ご質問にあります防犯カメラの活用情報提供の事例でありますけれども、令和2年に締結をした大和警察署との安全安心のための見守り活動に関する協定に基づきまして、大和警察署から求められた場合は、記録画像を提供しております。

2 要旨目の防犯カメラの犯罪抑止力とプライバシーへの配慮というハードルにお

いて、今後の町としての設置等どのように考えているかについてお答えをいたします。

防犯カメラの設置につきましては、子供たちの通学路を中心に、主に行政区長からの要望を踏まえて、学校等へのヒアリングや大和署からの意見交換を行いまして、地域の方への説明等も含めて設置場所等の検討を行っております。

議員ご指摘のとおり、最近では町内で声がけ事案などのほか、ひったくりや強盗の各種犯罪も発生しており、防犯カメラによって犯罪が解決することも少なくないことから、引き続き適正な設置運用に努めてまいりたいと思います。また、町内にホットスポットと言われる人目につきづらい場所が点在していることも、犯罪発生の一つの要因として挙げられますことから、住民のプライバシーの保護を考慮した上で、関係者と協議をし、節度のある適正な設置に努めるとともに、令和7年度以降となりますが、設置から10年経過する防犯カメラの更新についても併せて検討する時期に入りますので、設置と更新についてバランスよく進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

ただいまご答弁を頂きました。今回の9月の一般質問、同僚議員からも防災、それから防犯、多く出ておりますが、重複する部分もあるかと思いますが、お答えをいただければと思います。今回は防犯カメラということでお尋ねをしておりますが、防犯灯も含め同僚議員から設置の金額が出ましたね。これを要は動かしている電気代、電気料っていうんですかね、これは多分全体で幾らっていう金額が出ているかと思うんですけれども、もしお分かりになればご答弁いただければと思います。

議長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町長 （浅野俊彦君）

それでは馬場議員のご質問にお答えしたいと思うんですが、ちょっと手持ちの資

料が各個別にというところがありましたが、それでは全体の金額というところでは、担当、いいですね。担当課から回答させます。

議 長 （今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長 （甚野敬司君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えします。

防犯カメラの電気料ということですが、2種類ございましてスポット的にやるやつと全方位のタイプがございます。1台平均ですが、月360度の全方位のものにつきましては、1,500円から1,600円程度でございます。あとスポット型のものが900円から1,000円程度、月1台ということになってございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私ども防犯灯の管理のほうをさせていただいてございまして、昨年度の電気料でございまして、昨年度につきましては809万7,568円というような支出合計になってございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

ただいまご答弁をいただきました。これ質問の中で後で使わせていただきたいと思いますので、今、確認をさせていただきました。

それでは答弁に基づいて質問をしたいと思います。まほろばホール駐車場ということで、それから各小学校通学路、もみじヶ丘、市街地ということでありましたが、

この設置については、全てにおいて警察と協議が必要なのかどうか、お尋ねをいたします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。
全て大和署と協議が必要なわけではないはずであります。
以上であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）
全てではないと、多分そうだと思います。町有地の敷地内にあるものについては、基本的には要らないということだと思います。また、ご答弁にありました記録画像を提供しておりますという、大枠のご答弁だったんですが、何回ぐらいという答弁ができないものなのかどうかね。要は使われているのかどうかということを知りたいので、要は付けていても使わなければ意味がないんですよね。そういう意味ではどうだったのか答えられる範囲になってしまうかもしれませんが、いま1度。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
それではただいまの再質問にお答えをさせていただきます。
年々増加傾向でありまして事件のみならず、事故等でもご利用、ご要求をされるケースがございます。件数に関してましては、警察との協約上ちょっと控えさせていただきます。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

今、ご答弁を頂きました。年々増えているということで恐らく役場内の、これは少しずれるかもしれませんが、町有車というのかな、町の車にドラレコが付いていて、例えば事故とかそういうのがあった場合にも恐らく提供もされているのかと思うところでございます。

その中で2要旨目に入っていきたいと思うんですけれども、この中で子供たちの通学路を中心に主に行政区長からの要望を踏まえて学校等のヒアリング、警察署からの意見等々ということが、ご答弁がございました。通学路って結構各地区いっぱいあって、もちろん区長さんからもいろいろなご要望等があるのかと思いますけれども、どことは言いませんけれども、現在何か所ぐらいそういう要望が上がっているのか、また設置可能な部分とか設置できない部分もあるかと思うんですよね。そういう意味ではどのような検討が現在なされているのか、検討という言葉が出されておりますから、お答えいただければ。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいま、今年度の検討している内容でよろしいのかというふうに捉えましたが、今年度7台お話をさせていただいている中、そのうちの2台がまほろばホールでありますので5台になるわけではありますが、吉岡の城中、あと南1丁目さんと、各町内会からホットスポット的なところにはいかがでしょうかということで頂戴をしており、今現在、大和署等々もどの場所がどっちの局面からがいいのか等々、検討している段階でございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

ただいまご答弁をいただきました。ホットスポット、先ほど答弁でもいただきました。市街地って言ったらいいのかな。例えば吉岡地区、もみじヶ丘、杜の丘地区というのは、住宅がいっぱい建ち並んでいて死角ですよ。いわゆる死角になる部分が多い。確かに我々鶴巣地区でもちょっと入って車が見えなくなるところもあるので、そこも多分死角という部分になるのかと思いますし、空き家というのも死角になってくるのかと思います。

今、ご答弁の中では大和警察署とも協議をしながらということで、じゃあどこが死角になっているのかというのは恐らく協議をされているのかと思いますけれども、そういう意味では今回ご提案を申し上げたいのは、町内にもみじヶ丘、杜の丘も含めて事業者さんと言ったらいいのかな。例えば何々建設会社とか、そこで自前で恐らく防犯会社の入れていただいているところがあったりとか、ちょっと料理屋さんはどうか分かりませんが、入れているところはその情報提供を求めればいいし、入っていないところに関しては死角になりそうなところがあれば、その事業者さんにご協力をいただいて、例えば設置費用の半額を町で補助して、要はその通路、死角になるところも含めてそういうご協力をしていただくやり方があるのではないかなと思うんですが、年間、先ほどスポットだと900円から1,000円の電気料というお話でございました。そういう意味では1基ぐらいつけるのであれば可能ではないかと。そういう意味では事業者さんに、大和町の子供たちもちろん安全を守るためにご協力いただけないかという提案もできるのではないかなと思うんですが、今の話聞いて町長いかがですか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

設置する1つの手法としては全くない話ではないと思いますけれども、金額的にももちろん設置するにはそれなりの金額が必要であります。ランニングコストだけではありませんから、そういった意味でも協議が必要であろうと、ただ1つの方法であろうと考えております。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

質問の中で防犯パトロール等、我々も消防団も含め出ることもあるんですが、基本的には月1回とか2回、夜に7時から9時ぐらいまでですかね、地域を歩いてということがあるんですが、なかなか町内吉岡とか団地、お家のいっぱい建っているところに行くと、全てを回り切るといのはなかなか難しいはずなんですよ。毎日毎日防犯パトロールするわけにもいかない。そういう意味であれば、やはり防犯カメラというのは、もちろんプライバシーに配慮しなきゃいけない部分があるんですが、道路を映してる部分ではそれほど町民の皆さんもそこまで言う方もいないのではないかと。もちろん協議も必要ですし、あまりここについでるよというのが抑止力になるかどうか分かりませんが、あまり言うのはばかられるのかなとも思いますけれども、検討する価値は私は十二分にあるのかと思いますし、防犯カメラについても結構いろんな業者さんの会社につけていらっしゃる会社も、今、多くなってますね。そういう意味ではもちろんその方たちにもご協力をいただきながら、目を要は見る目を増やすというのが非常に有効かと思はれますけれども、いま一度ご答弁いただければ。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

目は多ければ多いほどというところがあるでしょうし、1つの手法として有効なのではないかと思いますが、あと加えて実際に警察等から情報の開示の請求があった場合に同意していただけるか等々、そういったところも踏まえ、検討してみる価値はあるのかなと伺っておりました。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

町内の事業者さんであれば、割とご協力をしていただけるのではないかと、聞く耳を持っていただけるのではないかと考えておりますし、やっぱりいろいろな人が入ってくれば、これは外国人に限らずですけれども、どこの地域でも今、いろいろな課題が出始めております。そういう意味では有効な手段だとは思いますので、ぜひご検討を、ご意見も伺いながらご検討していただきたいと思うところでございます。

それから戻って申し訳ないけれども防犯灯及び街灯もそうなんですけれども、昨日同僚議員のおおむね理解はしたんですけれども、たまたま昨日、我が地域のバス停を6時半頃通りました。真っ暗でした。子供たち4人いたのかな、見えたのがこの何ですか、中学生のかばんの蛍光のところと背中反射板しか見えなくて、果たしてこれいかなものかと思う部分もございまして、今、日が暮れるのがかなり早くなっていますので、部活をやってくるとそういう時間にどうしてもなってしまいますね。これ以前町民の方からあったのは、幾ら町につけてくれって言っても、ついぞ子供が高校生になるまでつかなかったっていうお話も、私もそれで心を痛めたときがあったんですけれども、町民の方からお話を伺う機会に、本当に娘さんがもう私、高校生になっちゃいましたというお話もあったので、そういう場合は例えばバス停を明るいところに少し移動するとか、そういう柔軟なのをやっていないと、防犯灯にしたって必ず上から照らすんじゃなくて立つやつだってあるはずなので、今後もう少し配慮、そういう時代になったんだと思います。昔だったら例えば6時7時までじいちゃんばあちゃん畑にいてという時代があったのかもしれない。ところが今はもう暑くて6時7時まで暑くて家の中に入っていないとそれこそ危ないという時代になりましたので、防犯についてはもう同僚議員も本当に言っております。いろいろな面から見ていただきたいと思うんですけれども、いま一度ご答弁。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

やっぱり職員だけでは行き届かない目があると思いますので、議員さん方、並びに行政区長さん、PTAの方々等々、もちろん執行部サイドとしても、柔軟にその辺はこれから点検も実施したいと思っておりますし、そういったところお気づきの点がありましたら、どうぞどちらの課でも構いませんからお話をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9 番（馬場良勝君）

それでは今後のご検討に期待をして、2 件目に入っていきたいと思います。2 件目でございます。

「新型コロナ対策の検証を」でございます。

新型コロナ感染症が感染症法上の 5 類に移行され、行動制限や隔離等の対策が行われなくなりました。マスクの着用とも基本的に個人の判断に委ねられているところでございます。2020 年 3 月特措法に基づく緊急事態宣言以降、本町でも様々な対応が取られてまいりました。今後も新たな感染症が発生する可能性があると考えますが、その際には、これまでの新型コロナ対策が本町としてのベースになると考えます。

そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、本町での新型コロナ対策において効果があった施策は何か。

2 要旨目、新型コロナ対策用に購入した資材も多くあるかと思えます。現在も活用している資材はあるのでしょうか。

3 要旨目、新たな感染症対策は、基本的に国及び県の協議後の対応となるかと思うんですが、本町としての体制整備はできているのでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは馬場良勝議員の 2 件目のご質問、「新型コロナ対策の検証を」についてお答えをいたします。

初めに、1 要旨目、本町での新型コロナ対策において効果があった施策は何かについてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、国民生活や社会経済活動のほぼ全ての場面に及んだものでありまして、町では国が定める基本的対処方針に基づき、国、県、関係機関と連携をしながら、感染流行の波や時間の経過

とともに、変化をするニーズを踏まえ状況に応じた対策に取り組んできたものであります。

流行初期における本町の新型コロナ対策として、未知の感染症に対する社会不安が高まっていることを踏まえ、町民向けに新型コロナの発生状況や感染予防対策などを情報発信、注意喚起に努めるとともに、当時入手が困難であったマスクの妊婦や障害者手帳所持者への配布、各助行政区へには消毒液、マスクの配布など、感染予防の支援に取り組みました。

国からの緊急事態宣言発令後には、県の営業時間短縮や休業の要請に応じる事業者に対する新型コロナ感染拡大防止協力金の支給、町単独事業として、業種を問わず新型コロナの影響を受けている全ての事業者一律30万円を支給する事業継続応援補助金の交付を行いました。さらに、その後の追加的な経済対策としては、感染拡大以降、事業収入が減少している事業者に対する経営継続支援金の支給、飲食店組合が実施をするテークアウト事業への助成、割増し率を高めた生活応援商品券の発行などの経済対策に取り組み、新型コロナにより影響が悪化する事業者支援、注意喚起に一定程度の効果があったと捉えております。

また、新型コロナ感染拡大期においては、外出制限により自宅療養となった方の生活不安や不便さの軽減を図るため、町から食料品や日用品の支給を行い、感染状況に合わせて実施期間を延長しながら、合計281世帯988人に対して、療養期間の生活支援を行いました。

新型コロナワクチン予防接種は、近隣4市町村での共同実施体制を整え、当時高齢者に対する早期のワクチン接種が求められる中、大規模接種会場を設置しての集団予防接種に取り組んだものであり、その後も4市町村で業務を分担し、黒川医師会の協力を得ながら円滑に予防接種を実施いたしました。この共同実施体制は、県内ではほかに他に例を見ない取組でもあり、予防接種の円滑かつ迅速な実施にも寄与したものと考えております。

次に、2要旨目の新型コロナ対策の購入資材のうち、現在も活用している資材はあるかにつきましては、新型コロナ対策として購入をした関連資材は、消毒液、パーティション、検温器などの感染予防のための物品類、サーキュレーター、消毒液ディスペンサーなどの集団接種実施時の物品類、薬品保冷庫、保冷バックなどの新型コロナワクチン管理のための物品類が主なものであります。新型コロナが感染症法の第5類感染症に移行し、感染予防対策の制限が緩和されてからは、感染症対策としての購入した物品の有効活用を図るため、各課や出先機関に物品リストを提示をし、希望に応

じて引き合いを行い、各所において使用されているほか、パーティションボード、空気清浄機などは、引き続き検診等で使用をしております。また、検温機器、机上用パーティションなどは、今後の感染症予防感染症発生時に備え、保管しているものであります。

最後に、3 要旨目の新たな感染症対策における本町としての体制整備はできているのかについてお答えをします。

昨年5月8日以降、新型コロナ対応は一つの節目を迎えたわけですが、新たな感染症が認知されてから3年強にわたり、そのときそのときの科学的な知見に基づいた対策がとられてきました。また、その対策を講じる中で、様々な課題も浮き彫りになっており、国ではこの経験を踏まえ、次なる感染症の流行に備えた万全の体制を構築するため、昨年9月から新型コロナ対応の振り返りと、現行の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた有識者による議論を行っており、去る7月2日に抜本的に改定された政府行動計画が閣議決定されたところであります。

改定後の政府行動計画では、今般の新型コロナ対応での経験を踏まえ、平時からの有事への準備を充実させる観点から、対策項目を拡充する見直しが行われており、今後も感染症対策の実務を担う都道府県、市町村においても行動計画の見直しが求められるものであります。このことから、本町においても新たな政府行動計画を踏まえた町の行動計画の見直しに向けて、長期化する危機事象発生時の庁内体制の在り方、緊急時の業務継続のための手法、手段の検討も進め、今後の感染症流行への対応に万全を期すよう努めてまいります。併せて、今後、新型コロナと同様の新たな感染症が発生、流行した場合においては、引き続き医療機関、消防署、消防団等の関係機関も構成メンバーとする町の新型インフルエンザ等対策本部を設置し、相互に連携をしながら、町民生活への対応を最小限に食い止めるため、国、県の動きに合わせた感染症対策に取り組んでまいります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

ただいまご答弁を頂きました。丁寧なご答弁をいただいたところでございます。

なぜこの質問をしたかということという、やっぱりこういうのって振り返り、要は今まで人類がと言ったら大げさかもしれませんが、未曾有の感染症だったと私は思っているところでございますので、その中で私は大和町に関しては、それほどとんでもない使い方をしたのはなかったかと思うんですけれども、他県においては救急車が通れないから橋を直したり、人を癒やすためにオブジェを造ったりというのが結構見られたんです。報道でもあったかと思うんですけれども。そういう意味では、本町についてはいろいろ、有効に使っていた部分もあったかと思うんですけれども、やはり振り返りというのが日々の業務を進める中で、本当にあの施策って合っていたの、本当にあのやり方で合っていたのかというのは、これは検証しなきゃいけないと思うんですけれども、まず町長、今のを聞いてご答弁をいただければと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

やはり振り返りは確かに大事だろうと思ってございますので、これからも振り返りを行いながら検証してまいりたいと思います。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

その上でお尋ねをします。町長当時、まだ市政におられたんですけれども、こういうのがあったらよかったなっていうのを、私の質問を受けてからでもいいですけれども、こういうのができたんじゃないかっていうの、何か浮かぶものってありますか。当時。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

感染を広げないという意味では、やっぱり手洗いうがい、これがやっぱり一番であったろうなと思います。加えてあれだけの行動制限が本当に必要であったのかなと逆にちょっとと思う部分が正直なところでありまして、集団、免疫が自己免疫で十分対応できるのが後からも分かったのがあるのだと思うんですが、やっぱり集団免疫を上げることも必要であったと思う反面、確かにワクチンがなかった場合に、失われた命もあったのかなという部分、計り知れない部分があるのも現状であります、基本はやはり手洗いうがい、清潔にするというのがやっぱり一番なんだろうなと思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9 番（馬場良勝君）

突然の質問で申し訳なかったんですけども、そのとおりだと思います。あのときは私が多分、令和2年でしたかね、一番最初にコロナの私が質問したのはダイヤモンドプリンセスの件があって3月か6月、今、あるんですけどもその頃に確か質問をしていて、ちょうど学校が休みになると、急遽全部休みになるというのを安部首相が発表したあたりだったかと記憶をしております、議事録も私見たんですけども、本当に自分で見ても随分失礼なことを申し上げていたなと思うところがございますけれども、やっぱりあのときは全然何が何だか何者だかも分からず、本当に対応に苦慮したというのが当時のだったかと思うんですけども、ちょっと当時のを振り返って1点お尋ねをしたかったんですが、今、ご答弁には、妊婦さんと障害のある方にマスクを配布したということだったんですが、当時私黒川病院にマスクとか、黒川病院とかあとは高齢者施設にという質問をしたかと思うんですよ。記録も記憶もないのかもしれませんが、あのときの答弁は、県が全て医療機関のはまとめて配布するので、大和町では配布をする必要がなかったということでした。当時に7,550枚の普通のマスクとあとN95というのが2,300幾つだかというご答弁をいただいていたかと思うんですけども、使い方も今、思ってみればですよ。結局マスクも期限があるので配布してもよかったんじゃないかなって、私は今ですよ、今、今になって思えばそういう使い方もできたのではないかなと思うところがございます。それから県の営業時間短縮ありましたね。飲食店、当時職員が7時だか8時までしか営業ができなくて、

その店が本当に営業が終わっているのかどうか、職員が夜に見に行っているはずなんですよ。全くの無駄、私思うにね、今思えばですよ。何でそんなことさせたんだろうとは思いますが。だから本当にしっかり検証しておかないといけないと思うんですよ。今の聞いてちょっと無駄だと思いませんか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

コロナ給付、この休業給付金の支給要件等々でそういう制約も多分あったんだろうなという思いがありますが、今となってはそういった無駄な作業は確かにあったんだろうなという思いがありますが、いかんせんどういう形で広がるのかどういう形で止まるのか見えなかった部分ですね、多分あらゆるところが暗中模索の状態だったんだろうなと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

本当振り返ってみると、いろいろな事象が、本当に学校休みでよかったのというの
もいまだに私も思っているんですよ。そういう意味ではそれが基準になって、後々
お話をしますけれども、やっぱり振り返りってすごい必要で、これからの新たな感染
症、間違いなく、私は来るんだと思っていますから、今後生かしていかなきゃいけな
いなと思っています。それからあのとき割増しの商品券も確か出しておりましたね。
もちろん国からこういうふうに使いなさいっていうモデルじゃないな、何て言うんだ
ろう、そういう例が載っていて、商品券で例えば10割増し出した市町村もありました
し、5割だったり、その町によってあったんですけれども、これも本当に要は行動制
限されている中で商品券出してどうだったんだろうというの、もう私、今思うと本
当に思いますので、今後やっぱり何かの場合にいろいろ検討をなされたらいいのでは
ないかなと思います。

では2要旨目に入っていきたいんですが、物品リストで希望に応じて引渡しを行い
ということでした。財政課になるのか町長ご答弁になると思うんですけど
も、要は全体のどのぐらいが今、再利用というか消毒とかまだあるのは私も存じてお
りますけれども、どのぐらい使われたのか推進課ですかね。町長ご答弁頂ければと思
います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

どのぐらいのというのが、全体の単位がちょっと分からない部分がありますが、手
持ちの資料としては1人当たりというところもあるんですが、細かいところこれ担当
課から説明させたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

それでは再質問中のコロナの物品リスト関係についてですけれども、主に答弁のほ
うでもありますとおりワクチン接種のほうで主に購入したものが結構多くございま
した。そういったことの感染予防として例えばですけれども空気清浄機、サーキュレ
ーター、アクリルのパーティション、あと消毒液、スリッパ、ごみ箱とかもろもろござ
います。そういったもので一部残ってるものがございますが、ほとんどが出先の機関と
か学校とか各課のほうに引渡しを行ったものがございます。細かい数字のほうはちょ
っと説明が細くなり過ぎるかと思います。そういった状況でございます。よろしく
お願いいたします。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

おおむね私は有効に使われているのではないかと、実は安堵をしております、いまだにまだ姿が見えるものが随分ありますので、ただあまり古くなると今度使えなくなっちゃうっていう電子機器においては、それより安かったりいいものが出たり、当時多分ちょっと高いものを買っていたんじゃないかという危惧もあるんですよ。要は全国で全ての自治体で欲しがるわけですから、マスクについても相当高かったのを多分更新したりですね。今でもちょっと昔に比べたら物価が高くなっているかなと思いますけれども、そういう意味ではやっぱりこの経験値を生かして、必要な例えば熱が必ず発生するやつであればその熱を測る物、せきが、恐らくウイルス系だとせきが出るので、出ない場合もありますけれども、そっちのほうとか、今後の本当に生かしていただきたいと思いますけれども、その中で今、使っていないものについてはどこにしまっていますかという質問で答えられるかな、大丈夫ですか、町長。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

今、購入してなかなか使えてなくてかさばってるものの1つとして挙げると、感染対策用のマスクなどもあるんですが、落合のほうに今、保存しているものもございまして、これから有効活用を考えていきたいなと思いますのと、あと確かに議員ご指摘のとおり、どこの自治体も同じタイミングで同じような商品が多分欲しかった時期だったでしょうから、比較的その高い買物をされた可能性は確かにあって、そういった意味で、どういったものをその備蓄品にどういったものを常時の備蓄品に入れて、どのぐらいの備蓄をしていたほうがいい、それで更新をかけていったほうがいいものがあるかと思いますが、そういった意味での振り返りというところも大事なのではないかなと思って今のお話を伺っていました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

正直にお答えいただきました。多分箱に入っているの、段ボールでがさになるのかと思いますので、これも恐らく期限がある程度あるものですので、できればそういう介護施設とか病院とか必要な、今でも多分マスクされていますよね、病院とかではですね。そういう意味では使えるものはある程度ローリングをさせて使っていくべきだと思いますし、当時職員さん方手作りで作ってくださった感染対策、ここにもあったんですけれども、あれも割と手作りで皆さんやっていただいて、本当に大和町の職員の皆さん頑張っていたなと思う反面、それを作っている間業務できないんですよ。そういう意味では、どちらが優先されるのか分かりませんが、後ほど3要旨目に入っていきたいと思うんですけれども、その辺はやっぱり今後検討を重ねながらですね、もちろんリモートワークというのも出てくるのかもしれませんが、そういう意味では今後検討を重ねていきたい。

その中で3要旨目に入っていきたいんですけれども、ご答弁の中では政府行動計画、失礼その前に議事録、対策本部の議事録というのが、町の新型コロナ対策本部の議事録というのがあると思うんですけれども、町長ご覧になったことがあるのか、それとも例えばこういう会議が何十回やったんだなというだけのご認識なのかお尋ねをします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の一般質問をいただいたからというところもちろんあるかと思うんですが、発災以降の対策本部の経過記録というもの、日付別にどういつ何をやられたのかという内容、きちんと記録されたものがもちろんございまして、この機会に全てを振り返ってみたいなと思っております。

よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

勉強家の町長で安心をしましたがけれども、詳細恐らく議事録というのを作っているはずなんですね。その中でも例えばこの会議が本当に必要だったのかというのも多分中には、5分で終わるような会議、10分で終わるような、その分要は業務ができませんから、そういう意味ではいろいろな面から見ていただければと思うところがございます。

すみません、その中で3要旨目に入っていきたいんですけども、改定後の政府行動計画ではというご答弁がございました。このとおりなんですよ。要はふだんから準備を充実させなきゃいけないと思いますし、私も特措法の改正をする法律の部分をちょっと取り寄せたんですけども、この中で具体的な達成方法のアプローチということで司令塔機能強化のコンセプトということで、この改正の②の中に感染症の蔓延によって行政機能が維持できなくなった場合に備え、地方公共団体の事務の代行等を実施可能な時期を前倒し、対象事務の範囲拡大という文言がありました。まさに私このとおりだと思うんですね。要はあのとき職員も大分罹患されて、我々のタブレットに何課の誰までは言いませんけれども、何課で罹患されたというのが我々のタブレットにも流れてきたかと思うんですけども、今思えばあれも何の意味があったのかと私も思うんですけども、本当にそういう意味では業務が滞った部分があったのではないかと私は思うんですけども、そういう場合に備えて、例えばリモートでできるものとかでさっきも申し上げましたけれども、そういうものがあったり、例えば順繰りに職員休ませる、可能かどうか分かりませんが、そういうのを平時からやっておくのが非常に大事だと思うんですけども、町長、今の意見を聞いていかがですか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

平時から訓練を兼ねてそういった体制も必要であるなと思ってございます。そのためには環境整備もちろん必要でありまして、今年度の予算でご承認いただいておりますとおり、職員の将来的なそのリモートワークも検討をしていく中で、ノートパソコンをはじめとするその環境整備等も今、行っておる状況にありますので、そういった形でまずは環境の整備を行って、そういった活動もトライしてみたいと思います。

よろしくお願いします。

議長 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

今、町長からご答弁頂きました訓練しなきゃいけないですね、やっぱりどの課がどういう動きをして、どの人がどういう動きをして、どういうふうな行動をすれば一番迅速かというのは、こういうのは危機対策室長が多分得意だと思いますし、ぜひあのときは最初に戻って申し訳ないけれども、私が質問したときはそういう特措法等とかの図上訓練はしていないという答弁だったんですよ。その後にこのコロナが起きたということがありましたので、もちろんご答弁にあるように、国、県のがあってそういう行動になるかと思うんですけども、もちろん特措法でも新たなほうでも予算のほうは任せろみたいな内容になっているので大ざっぱに言うと、地方自治体に例えば早めに地方債を発行できるとか、そういう総務大臣のあれですけどもできるようになっていますので、という意味ではやっぱりこっちの動きですよ。大和町に合った大和町だからできるものってあると思うんですよ。当時農業政策でも補助金があったり、もちろん国の補助金を使いながらという部分もありますけれども、単費も恐らくあのとき結構入っていたはずですよ。そういう意味では無駄なく、資材に関してもぜひ訓練ということでは一度ご答弁をいただきたいと思います。

議長 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本当にある一時期に振り返ればいいという問題では多分ないんだと思うんですね。どの時点にどういう事業をどういう支援が必要なのかと、常に考えていかなきゃならない問題ではないかなと思います。そういった意味でも、こういった機会にコロナ対策の様々な経過も観察もさせていただきながら、新しく予算なりを立てていく中でも、その際に万が一何かあった場合にどういうやり方がいいのかというのは継承されていくべきでもあろうと思ってますので、そういった形で記録なりを残していけるように

と思います。加えて、一番効果的だったという内容でいくと、やっぱり市町村が違えど黒川富谷地区一体となって集団接種会場等をやれた、やっぱり連帯感と信頼感、あそこが後世にももちろん残していかなきゃならない部分であろうと思いますので、その点も大事にしながら様々な振り返りをしてまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

今の町長の答弁に尽きるかと思うんですけども、新型コロナのときはいろいろな市町村がいろいろなことを独自にやって、何だかもうやった者勝ちというところが私もすごい見てとれた、その割には本町も少しを遅れた部分も、確かに施策としては遅かったのも幾つかはあるかと思うんですよ、着実にやってきてるんですよ。優秀な課長さんたちだと思いますよ。ですから、今後無駄を省くというのはすごい大事。振り返りというのもすごい大事で、日々の業務に追われているかもしれませんが、ぜひ町長にはリーダーシップを発揮していただいて、訓練は絶対やってください。1時間でも2時間でもいいと思います、動線だけでもいいと思います。何ができるのか。もちろん予算も含めて、これはしっかり今後やっていただきたいと思いますし、地球温暖化によってもいろいろな感染症、もう日本でも例えばサル痘とかエボラとか、本当にいろいろな感染症が入ってきておりますし、もう夏冬関係なく、手足口病、ヘルパンギーナ、何だりかんだりもう本当に、どこで今、爆発するか分からない状況であります。ぜひ町民の命、生命を守る執行部、我々も含めてですけども、今後の活躍に期待をして一般質問を終わりたいと思います。

議 長 （今野善行君）

以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後3時30分といたします。

午後3時21分 休 憩

午後3時29分 再 開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3「議案第 6 5 号 大和町土地開発基金条例」

日程第 4「議案第 6 6 号 行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の一部を改正する条例」

日程第 5「議案第 6 7 号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条
例」

日程第 6「議案第 6 8 号 学校校舎建設基金条例の一部を改正する条例」

日程第 7「議案第 6 9 号 令和 6 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 8「議案第 7 0 号 令和 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補
正予算」

日程第 9「議案第 7 1 号 令和 6 年度大和町下水道事業会計補正予算」

日程第 1 0「議案第 7 2 号 令和 6 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 1 1「議案第 7 3 号 令和 6 年度大和町ふれあい文化創造センターホ
ール棟調光盤及び照明改修工事その 3 請負契約について」

議長（今野善行君）

日程第 3、議案第 65 号 大和町土地開発基金条例から、日程第 11、議案第 73 号 令
和 6 年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その 3 請
負契約についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 65 号 大和町土地開発基金条例でございます。

本条例につきましては、公共もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のた
めに取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を
図るため、基金を設置するものでございます。

本条例につきましては全部で7条から構成するものでございます。

初めに第1条では設置について定めており、先ほど申し上げましたとおり、事業の円滑な執行を図るため、大和町土地開発基金を設置するものであります。

第2条では基金の額を5,000万円とし、第2項において町長は必要と認めるときは基金に追加して積立て、またはその一部を処分できることを、第3項においては、前項の規定により積立て、または処分が行われた際の基金の額の増加減少を規定しております。

第3条においては基金の運用を、第4条においては基金の管理を、第5条においては基金の繰替え運用を、第6条においては基金の運用益金の整理を定めており、第7条におきまして、委任規定として、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が定めることといたしております。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それではよろしくお願いいたします。議案書2ページをお願いいたします。

議案第66号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、別途議案説明資料を用意しておりますので、資料の1ページをお願いいたします。

初めに、改正の背景といたしまして、マイナンバーやマイナンバーカードにつきまして、国民の利便性向上等を図る観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、一般的にマイナンバー法律と言われております法律等の一部を改正する法律が昨年6月に公布され、その改正法では、国民健康保険法をはじめ医療保険各法において、健康保険証を廃止するとともにマイナンバーカードと健康保険証の一体化をされることとなり、その施行を令和6年12月2日とされたところでございます。

次に、主な法改正のポイントといたしまして、乳児、満1歳未満の乳児に交付するマイナンバーカードには、顔写真は不要とするです。健康保険証の廃止と、マイナンバーカードを取得していない人には資格確認書を交付するなどがございます。

この法の改正に伴い、本町の関係する条例は、ここに記載の4つの条例となります。
2ページをお願いいたします。

改正の内容といたしまして、3つの医療費助成条例では、各条例で受給者証の提示の際、保険証と一体化となりましたマイナンバーカードの提示になること。国民健康保険条例では、国民健康保険法の引用根拠規定が改正されたことによる改正を行うものであり、改正条例の施行の日と同様に、令和6年12月2日といたすものでございます。

参考までに、下の図では、発行済みの健康保険証につきまして、施行日以後1年間有効とされ、図で示したとおり取り扱われることとなるものでございます。

それでは、議案書2ページにお戻りください。

4つの条例を改正することとなりまして、条立てにより各条例を改正するものでございます。

第1条では、大和町母子父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正。

第2条では、大和町安心子育て医療費の助成に関する条例の一部改正。

3ページの大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正。

この3条例とも、受給者証の提示の規定において、各医療保険の被保険者証、組合員証というものの、電子資格確認証等、保険証と一体化したマイナンバーカードのこととなりますが、これを受給者証とともに提示するものとする改正でございます。

第4条の大和町国民健康保険条例の一部改正。

12条の改正でございますが、これは罰則を規定している条でございますが、国民健康保険法の引用根拠を規定が改正したことによる改正を行うものでございます。

附則第1項では、この条例は令和6年12月2日から施行するものでございます。

3ページから4ページに係る附則第2項は、改正後の第4条国民健康保険条例の規定は、その適用について経過措置を規定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、議案書の５ページをお願いいたします。

議案第67号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町敬老事業につきましては、７月10日に開催をいたしました全員協議会でご説明した内容に基づきまして、本条例の一部を次のように改正をするものでございます。

まず初めに、第２条に定めます祝金等の支給につきましては、第１項の80歳に達し、かつ引き続き１年以上住民基本台帳に記載されている者に対しまして、年額5,000円の敬老祝金を給するといったものを、引き続き１年以上住民基本台帳に記載されている者に対しまして、節目支給ということで第１号から第５号のとおり年齢区分に応じまして、敬老祝金を支給することに改めるものでございます。

第２項では、100歳の誕生日に住民基本台帳に記載をされている者に対しまして、第１号から第３号の特別敬老祝金を支給するとしていたものを、100歳に達し、かつ引き続き30年以上住民基本台帳に記載されている者に対しまして、その年に限り50万円の特別敬老祝金を支給するものと改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

続きまして６ページになります。

議案第68号でございます。こちらは学校校舎建設基金条例の一部を改正する条例でございます。

今回、条例の改正につきましては、現行の学校校舎建設基金条例では、当該基金の用途は町立学校校舎建設のためと、校舎建設に限定されている内容となっておりますことから、基金の用途を広くする内容としまして基金を有効に活用できるよう改正をするものでございます。

初めに、条例の名称でございますが、現在、学校校舎建設基金条例となっておりますが、そちらを大和町学校教育施設整備基金条例に改めるものでございます。

次に、第1条設置でございます。これまでは学校校舎建設のためと限定したものでしたが、今回、学校教育施設の建設改修、増設、その他の整備の資金に充てるため、大和町学校教育施設整備基金（以下基金という）設置すると改めるものでございます。

次に、第4条運用益金の処理でございます。これまでは基金の運用から生ずる収益は一般会計の歳入とするものとするという表現でございましたが、今回、実際の手続の具体的な表現といたしまして、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする改めるものでございます。

次に、第6条処分でございますが、これまでの第5条の次に基金の処分に関する条項を、第6条として新たに基金は第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な財源の経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる追加挿入するものでございます。また、第6条といたしまして、新たに条文を追加挿入したことにより、これまでの第6条、委任は第7条と繰り下げるものでございます。

附則といたしましては、この条例は令和6年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第5号につきましても準備をお願いいたします。

議案第69号 令和6年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ4億5,442万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を168億1,525万9,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条債務負担行為の補正につきましては、追加でありまして、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条地方債の補正につきましては変更でありまして、第3表地方債補正によるものであります。

議案書の10ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。追加でございます。全部で5つの事項がございます。債務負担行為の補正につきましては、まちづくり政策課長より説明をいたします。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

議案書10ページの2行目の奨学金返済支援事業、期間令和7年度から令和11年度までの限度額7,500万円分につきまして、ご説明をさせていただきます。

別冊の議案説明資料第69号関係第2表債務負担行為補正奨学金返済支援事務事業をお願いいたします。

1ページ目の1といたしまして事業の趣旨でございますが、要綱でご説明を申し上げます。去る6月3日の全員協議会でご説明を申し上げ、議員各位からご意見をいただきました内容につきまして、マーカー部分を一部修正いたしまして、施行を予定しております。

第1条の趣旨で、本町から転出した若者が帰ってくる施策となるような移住定住というような表現でございましたけれども、このような表現に改めて施行を予定しております。

第2条第1項第5号の就業の規定でございますが、前回は就労方法につきましては正規雇用に限定する内容としておりましたが、若者の多様な働き方というものを加味する内容といたしまして、非正規雇用等も対象とするような内容に改めたものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条第3項につきましては、ここで奨学金返済補助金と限定的な表現をしております。下がこれを弾力的な表現に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

中段の附則でございますが、令和7年度からの新規事業ということもありまして、年度初めの事務の集中を避けるため、平準化するため、この事業の募集を令和7年

2月1日から開始させていただくいたしまして、施行日は令和7年2月1日施行日といたしまして、実際の補助金の交付の部分に関する事務につきましては、新年度令和7年4月1日から施行とするものでございます。

次に、債務負担行為設定予算額でございますけれども、令和7年度は年度初めということもありまして、150人を対象として、年間償還額の3分の2を上限として1年間最大10万円の支援、5年間継続で1人50万円に150人ということで乗じますと7,500万円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

この事業の内容でございますが、今後ホームページ等で周知予定でございます。なお応募者が予定額を超えた場合は、下段のその他のとおり年齢や奨学金未償還額を考慮しまして補助対象者を順次決定させていただくこととして、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは引き続きまして議案書の10ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。債務負担行為につきましては追加でございます。全部で5つの事項がございます。

1件目は、第5次総合計画及び国土利用計画の改定業務、2件目は、奨学金返還支援事業で、令和7年度からの新規事業といたしまして実施を予定しているものであります。3件目は、戸籍システム標準化対応クラウド移行業務を、4件目は戸籍システム標準化準拠システム移行業務を、5件目は、健康アプリ導入運用業務を委託するものであります。

なお、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

次に議案書の11ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正で変更でございます。

学校教育施設等整備事業債につきまして、限度額を12億4,580万円に改めるものであります。

そのほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであり、

変更はございません。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

1款1項1目個人町民税につきましては、定額減税に伴い6,867万2,000円を減額するものでございます。

11款1項1目1節地方特例交付金につきましては、額の確定により増額するものでございますが、先ほどの定額減税に伴います減収分等が加味され、1億4,053万9,000円を追加するもの。

16款2項2目民生費国庫補助金につきましては、2節児童福祉費補助金で、児童手当制度改正に伴います補助金121万6,000円の追加、6目消防費国庫補助金につきましては、1節災害対策費補助金で、耐震診断にかかる費用としての補助金で21万4,000円の追加。こちらは申請件数の増加に伴い追加で交付を受けるものであります。

17款1項2目は5節老人福祉費負担金で、過年度分低所得者保険料軽減負担金の額確定により2,000円の追加、5目消防費県補助金は、1節災害対策費補助金で、住宅建築物耐震改修事業費で、先ほどの国庫補助相当分の県負担分で10万7,000円の追加であります。

18款1項2目は1節利子及び配当金で、宮城交通株式会社の配当金7,000円を追加するもの。

4ページをお願いいたします。

20款2項1目1節財政調整基金繰入金1億2,856万9,000円。

21款1項1目1節繰越金5,039万1,000円につきましては、それぞれ歳入歳出の財源調整でございます。

22款5項2目1節雑入につきましては、最終処分場周辺地域環境整備事業費といたしまして1億1,865万円の追加。

23款1項5目1節は小学校債学校教育施設等整備事業債で、吉岡小学校校舎改築工事に係る費用8,340万円の借入れを追加するものでございます。

歳入は以上であります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

2款1項5目財産管理費は、11節で自動車損害保険料4万8,000円の追加で、運転者の年齢区分の変更に伴う増額をお願いするものであります。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

続きまして、2款1項6目企画費でございます。大和町第5次総合計画を改定するための費用でございます。

10節につきましては、改定作業のための事務用品代、12節はアンケート実施のための郵送代、12節は改定のための委託料でございます。

なお、現計画が作成されるまでには、住民の皆様や様々な立場の方からのご意見を頂戴しながら第5次計画を策定した経過がございます。今回の改定につきましては、大衡村への半導体大手企業に対応する部分やにぎわい創出等の計画を時勢に応じた内容の改定を予定しておりまして、スピード感を持って対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして13目諸費のうち、防犯対策費に係ります都市建設課所管分についてご説明いたします。

14節でございます。仮称下草橋が今年度完了見込みとなりましたことから、連結します路線に防犯灯8基の新設費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、13目諸費のうち財政課分でございます。

18節区集会施設建設事業費で、下草コミュニティーセンターの屋根等修繕に要す

る費用の一部を補助するため、114万円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして2項徴税費1目税務総務費でございます。

2節から4節につきましては、8月1日採用の職員に係る人件費の予算措置をお願いするものでございます。なお、以降の科目の2節から4節の人件費の補正では、同様に8月1日採用職員に係るもの、そして4月1日人事異動に伴い不足が生じる者の措置となりますので、以降の説明は省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、6ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費の7節は、地域福祉推進事業研修会の講師謝礼、8節は同じく講師旅費に係ります増額補正をお願いするものでございます。11節は、行旅死亡人に係る経費といたしまして、官報掲載料及び死体検案書料金、12節は、当初計上をしておりました地域福祉推進事業に係ります費用を7節、8節へ組み替えることによる講師委託料の減額及び行旅死亡人の葬祭費の不足が見込まれることによる増額でございまして、その差引額を計上いたすものでございます。

2目老人福祉費でございます。

22節は、令和5年度の低所得者保険料軽減負担金国庫分と低所得者利用負担軽減対策補助金の確定によります返還金、27節は、介護保険事業勘定特別会計への繰出金といたしまして、令和5年度低所得者保険料軽減負担金県費分の確定によります追加交付分の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費の10節につきましては、6月に給湯設備の

水漏れ及び8月に空調設備の不良がございまして、その施工に伴います今後の修繕費の不足が見込まれることから、今回増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長（小野政則君）

それでは、2項1目児童福祉総務費でございます。

1節から8節につきましては、児童手当拡充対応のために、パートタイム会計年度任用職員をフルタイム会計年度任用職員に配置替えを行うものであります。また、保育システム改修に係るデータの移行作業を行うために、フルタイム会計年度任用職員を配置したいものでございます。3節につきましては、児童手当拡充に係る時間外手当、時間外勤務手当をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

10節、12節につきましては、安心子育て医療費の受給者証の印刷業務を減額し、同額を委託費に増額し、業務を執行するものであります。22節につきましては、福祉課所管となりますが、特別児童扶養手当に係る事務費の過年度精算に係る償還金となります。

次に2目でございます。児童措置費でございます。

10節につきましては、制度改正に伴う周知用のチラシなどの消耗品と、返信用封筒の印刷に要する費用をお願いするものであります。11節につきましては、チラシ等の郵送に係る費用と手当振込みに係る手数料となります。

3目母子父子費でございます。

10節、12節につきましては、母子父子医療費受給者証の印刷業務を減額し、同額を委託費に増額し、業務の執行を行うものでございます。

5目児童館費でございます。

22節につきましては、放課後児童クラブ利用料において、過年度分で多子減免漏れにより還付金の予算措置をお願いするものであります。

よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

17節は心理相談事業で使用いたします知能検査用具につきまして、昨年度の時点でも予算措置をしておりましたが、衛生検査用具が20年ぶりに改定されるということが告知されたため購入を見送ることとしていたものです。今年度に入りまして改定版の発売時期、価格が判明いたしましたので、新たに購入費用の措置をお願いするものであります。

次に、2目予防費でございます。

7節は一昨日の全員協議会のほうで説明いたしました健康ポイント事業の実施に当たりまして、健康管理アプリ提供事業者からの企画提案を審査いたします審査委員会の外部委員として、健康に関係する団体の方への依頼を予定しており、その委員に対する謝礼を措置するものでございます。

8ページをお願いいたします。

10節は同じく企画提案審査委員会開催時のお茶代となるものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、5款1項5目農地費でございます。

18節負担金、鶴巣地区農業環境整備事業費につきましては、新最終処分場関連で、鶴巣鳥屋地区の西川左岸にあります配水管の改修事業を県へ委託し実施するための事業負担金でございます。

次に、3項1目水産業振興費でございます。

17節機械器具費につきましては、役場庁舎玄関で展示しております伊達いわなの水槽の水温等を管理する水槽用コントローラーが故障したため、新たにコントローラーを購入するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、事項別明細書9ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費でございます。

12節につきましては、落合舞野地区の一部の土地で国土調査図面に誤りがあることが判明したことによります修正業務に要します費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費は、除雪費についてお願いするものです。

7節は、除雪作業等の補助員に要します費用でございます。10節は路面凍結等の注意看板費用、除融雪PR用チラシ作成費用及びマンホール等との段差すりつけ補修等に要します費用をお願いするものでございます。12節は、過去3か年の除融雪費実績平均額から当初予算計上額を差し引きました費用のほか、防雪柵設置撤去費用等の業務に要します費用をお願いするものでございます。13節は特殊大型除雪機械の借上げに要する費用でございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

15節は、道路補修用アスファルト合材及び粒剤のほか、融雪剤購入に要します費用でございます。

続いて2目道路新設改良費の21節は、吉岡小学校改築工事に関連します町道権現堂海老沢線拡幅工事に伴います、学校敷地内に建っております電力及び電話柱の移設に要します補償費用でございます。

4目交通安全施設整備事業費の14節は、仮称下草橋の完了見込みに伴います関連路線等への区画線等交通安全施設の設置費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。

12節は、新最終処分場関連事業として実施しております準用河川窪川の測量及び予備設計業務の確定見込み等によります減額でございます。18節につきましても、新最終処分場関連事業のうち、宮城県が実施します事業で、町管理の施設の改修を代わって県に行っていただくための負担金をお願いするものです。1つが、一級河川小西川と準用河川山田川合流部の既設連結ブロックの改修に要しますもの、次に、一級河川西川の河道掘削事業に併せまして、河川左岸に設置されております既設排水樋管のゲートをフラップゲートに交換する事業に要するものでございます。21節は、吉田川床上浸水対策として実施しております舞野地区排水路整備工事で、町道

埋設の既設配水管の入替えを行うに当たり、町道に埋設されております水道本管及び空気弁等の切り回し工事に係ります補償費用でございます。

続いて、4項3目公園費でございます。

10節は、今年度の公園遊具点検によりまして補修が必要との指摘を受けました車堰公園及び八谷館公園の遊具、緑道設置の車止めに係ります補修費用をお願いするものでございます。12節は、町道前川原熊谷線起点部に接します杜の丘3号緑地にあります立木が枯れたことによりまして伐採費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課長兼危機対策室長（甚野敬司君）

11ページをお開きください。

8款1項5目災害対策費、木造戸建住宅耐震診断士派遣事業費、12節委託料であります。申請者が多いため増額を要望するものでございます。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

同じく11ページの一番下段になります9款教育費2項小学校費4目小学校建設費の17節の備品購入費は、現在、建築を進めております吉岡小学校の新校舎において使用する児童全員分の机、椅子及び教職員全員分の事務机、椅子、また、各教室で使用するキャビネット等の更新、追加する備品の購入に要する費用を追加でお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長（村田晶子君）

12ページをご覧ください。

4 項社会教育費 2 目公民館費でございます。

18節負担金補助金及び交付金は、第27回宮城県民文化祭仙台地域負担金及び町連合青年団補助金として、東京で行われます第72回全国青年団大会に県代表として出場する選手への助成をお願いするものでございます。

4 目まほろばホール管理費でございます。

14節工事請負費は、大会議室スライディングウオール修繕と防犯カメラ設置の額確定によるものでございます。また、駐車場を使用する際の注意事項に関する看板作成と設置、大ホール客席椅子の調整による修繕を追加でお願いするものでございます。17節備品購入費については、事務室用の耐火金庫が経年劣化による扉のヒンジの不具合により修理が不能となりましたので、更新購入をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、5 項 1 目保健体育総務費でございます。

12節につきましては、総合体育館の外壁が一部剥離しておりますことから、令和5年度から本年7月31日までの繰越し事業といたしまして、同施設の外壁工事に関わる基本設計業務を実施しました結果、外壁塗装面全6層のうち、建物本体から数えて下から2層目の仕上げ塗り材から微量のアスベストの含有が確認されたので、現在の法律により適正な処理を行うため、特に剥離がひどい正面入り口の南側と、駐車場の東側の外壁塗装面の撤去及び塗り替えの工事を行うための実施設計業務の費用をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議案第69号の説明につきましては、以上でございます。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長（早坂 基君）

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。

併せまして別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書第2号につきましても御準備をお願いいたします。

議案第70号でございます。令和6年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,299万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,026万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、13ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目介護給付費負担金の895万9,000円の増額につきましては、令和5年度介護給付費負担金の支払基金分の額の確定によります追加交付額を増額補正をお願いするものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金の3,000円の増額につきましては、低所得者保険料軽減負担金の県費分の各確定による追加交付分に係ります繰入金の補正をお願いするものであります。

次に、8款1項1目繰越金の1,403万5,000円の増額につきましては、介護特会の決算剰余金の半額を介護保険財政調整基金に積みますので、額を差し引いた残額を繰り越すものでございます。

続きまして歳出でございます。

1款1項1目一般管理費914万3,000円の減額につきましては、令和5年度の各種交付金の額の確定によります償還金の発生によります歳出増額のため、財政調整基金への積立額を減額するものでございます。

3款1項2目償還金3,214万円の増額につきましては、令和5年度の地域支援事業交付金、介護給付費負担金、介護保険事業システムの改修補助金の額の確定による返還金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

それでは、続きまして議案書の14ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和6年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書第2号もお願いいたします。

議案第71号 令和6年度大和町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条総則でございます。

令和6年度大和町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条収益的収入及び支出であります。

令和6年度大和町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款下水道事業収益に252万3,000円を増額し、合計8億9,567万4,000円に、同じくその下段、1 項営業収益にも同額を増額し、合計5億84万2,000円とするものでございます。

支出であります。

1 款下水道事業費用に554万円を増額し、合計8億9,795万円に、同じくその下段1 項営業費用にも同額を増額し、合計8億5,073万2,000円とするものであります。

次に、第3条資本的収入及び支出であります。

予算第4条、本文括弧書中「2億4,766万1,000円」を「2億5,365万1,000円」に、「過年度損益勘定留保資金2億3,483万6,000円」を「過年度損益勘定留保資金2億1,944万5,000円」に、「当年度損益勘定留保資金1,282万5,000円」を、「当年度損益勘定留保資金3,420万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款資本的支出に599万円を増額し、合計5億9,997万9,000円に、同じく1 項建設改良費にも同額を増額し、合計2億6,117万3,000円とするものであります。

続きまして、令和6年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書第2号、24ページをお願いいたします。

令和6年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出の収入であります。

1 款下水道事業収益 1 項営業収益 2 目その他営業収益、節の事業負担金につきましては、宮城県環境事業公社から公共下水道鶴巣地区にございます小鶴沢から北目ルートの維持管理費の一部を負担いただいております。今回、このルート上にございます幕柳ポンプ場ポンプ 1 台を更新するための費用相当額の一部を負担いただくものでございます。

25ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管渠費の施設の修繕費は、公共下水道事業杜の丘ポンプ場のポンプが点検によりまして修繕が必要となったため、今回修繕を行うもの、材料費は、維持管理用となりますマンホール蓋の購入費、2 目処理施設等費、施設の修繕費は、宮床クリーンセンター内の場内にありますポンプ及びフロートスイッチの修繕費用であります。

続きまして26ページ、資本的収入及び支出の支出であります。

1 款資本的支出 1 項 1 建設改良費 1 目管渠費、節の工事請負費は、幕柳ポンプ場ポンプ 1 台の更新に要する費用、2 目処理施設等費、節の工事請負費は、高屋敷ポンプ場ポンプ 1 台の更新に要する費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和6年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書第2号もお願いいたします。

議案第72号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条総則でございます。

令和6年度大和町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条収益的収入及び支出であります。

令和6年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款水道事業収益に740万円を増額し、合計9億7,333万3,000円に、同じくその下段、1 項営業収益にも同額を増額し、合計8億1,802万9,000円とするものでございます。

支出であります。

1 款水道事業費用に700万円を増額し、合計 9 億3,480万5,000円に、同じくその下段、1 項営業費用にも同額を増額し、合計 9 億1,936万1,000円とするものでございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧中「1 億7,531万2,000円」を、「1 億8,256万5,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1 億7,531万2,000円」を、「過年度分損益勘定留保資金 1 億8,256万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款資本的支出に725万3,000円を増額し、合計 3 億8,367万4,000円に、同じくその下段 1 項建設改良費にも同額を増額し、合計 3 億2,101万6,000円とするものでございます。

続きまして、令和6年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書第2号29ページをお願いいたします。令和6年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款事業水道事業収益 1 項営業収益 2 目受託工事収益施設の受託工事収益につきましては、現在吉田川床上浸水事業対策といたしまして、まいの地区で実施しております排水路整備工事の道路横断水路設置に伴います町道部分に埋設されております配水管等の切り回し工事が必要となりますことから、その工事に要します費用740万円を受託工事収入とするものであります。

支出であります。

1 款水道事業費 1 項営業費用 2 目受託工事費節の工事請負費につきましては、受託工事収益でご説明しました配水管切り回し工事に要します費用となります。

続きまして30ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目水道施設更新事業、節の調査設計費は、現在宮城県で実施しております県道大衡仙台線拡幅工事に伴います吉田字八反田中地内にあります鶴巢落合流量計室の移設が必要となりますことから、配水管の移設も含めての調査及び設計に要する費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

続きまして、議案第73号 令和6年度大和町ふれあい文化創造センターホール棟調光盤及び照明改修工事その3請負契約について。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的。令和6年度大和町ふれあい文化創造センターホール等調光盤及び照明改修工事その3。

2、契約の方法。一般競争入札による請負契約。

3、契約の金額8,965万円。うち消費税815万円。

4、契約の相手方。宮城県仙台市青葉区本町2丁目4番6号 パナソニックEWエンジニアリング株式会社北海道東北支店でございます。

次に、議案73号関係説明資料をご用意いたします。

それでは、1ページをお開き願います。

令和6年度大和町ふれあい文化創造センターホール等調光盤及び照明改修工事その3請負契約について。

初めに、入札の状況でございますが、1の入札参加資格としましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。（2）令和5・6年度大和町建設工事入札参加資格の承認されたものであること。（3）入札公告日から入札開札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。

（5）工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。（6）大和町入札参加承認時点において、電気工事の格付がA級、総合評定値Pが1,000点以上であること。

次に、2の入札の方法。（1）ダイレクト型一般競争入札とする。（2）入札書は、①郵便一般書留簡易書留による送付、②直接持参のいずれかの方法で、指定の期日までに届くようにすること。指定の期日に間に合わなかったものは失格とする。

（3）この入札による参加資格申請で有資格と判定された者の数が一社の場合でも入札を執行する。

3の入札参加者は1社となりました。企業名は記載のとおりでございます。

4の入札の結果でございます。（１）入札調書は、令和6年8月20日に入札を執行し、記載のとおり結果となったものです。予定価格は8,366万8,000円、低入札調査基準価格は6,693万4,000円でございます。（２）この結果を受けまして、令和6年8月26日に仮契約を締結したものでございます。

2ページをお願いいたします。

契約の内容でございますが、請負代金は8,965万円。消費税を除いた金額は、8,150万円。

契約相手方、宮城県仙台市青葉区本町2丁目4番6号 パナソニックEWエンジニアリング株式会社北海道東北支店でございます。

事業の概要でございます。

1の施工場所は大和町ふれあい文化創造センターまほろばホール地内。

2の完成工期は令和7年3月25日。

3の工事概要につきまして、少し説明をさせていただきます。

まほろばホールホール棟内舞台照明調光盤の経年劣化により調光不能や不点灯などの不具合発生を解消するため、調光盤と照明器具のLED化改修工事を実施するものであります。前年までに完了した客席照明灯照明及び舞台照明一部のLED化に引き続き、納入後約30年経過した調光盤について、照明器具のLED化に対応した機器に更新を実施するものであります。既に改造済みである主幹盤及び2010年に新設された舞台照明制御盤については、再使用するものとしております。調光システムについては、前年度までに整備された設備に対して整合させるものとするものであります。舞台照明器具の電球が、昨年度末をもって大手メーカーで製造の中止となりました。中小メーカーでの流通に頼らざるを得ない状況であります。本工事の施工により、計画的に舞台照明器具のLED化の実施が可能となるものであります。

（１）大ホールの調光設備でございます。調光器盤一式、合計135台の調光ユニットのうち、前年度まで整備を行いましたユニットを除いており、全てのユニットが対象となります。1つ目としまして調光ユニット舞台は99台、調光ユニットの客席1台、直調ユニット舞台8台、直回路ユニットが4台、調光信号制御ブロック一式、主幹盤再使用としております一式、舞台照明制御盤移動としまして再使用一式、盤内配線材としまして一式、照明操作卓モニタリング機能調整、施設の再使用としております一式。

（２）の経費でございます。運搬搬入費、機器取付け結線工事費、調光分改造費、

試験調整費、既設品撤去工事費、産廃処分費、消耗雑材料費、諸経費、それぞれ一式となります。

次に3ページをご覧ください。

3ページにつきましては、施工箇所の位置図であります。

次に、4ページをご覧ください。

こちらは調光設備の施工箇所の平面図であります。ホール棟3階にあります調光基盤室が具体的な施工箇所となります。赤線で囲んだ部分でございます。

次に、5ページをご覧ください。

施工箇所の平面図と立面図になります。調光基盤室にあります調光基盤を撤去したところに更新した調光基盤を設置することになります。奥行きと高さが少し短くなり、幾分コンパクトな設備となる予定でございます。

次に、6ページをご覧ください。

前年まで施行した部分、今回施行対象となる部分を明示しましたシステム図であります。赤い四角で表示しております部分が今回の施工対象であります調光基盤、調光ユニットの集合体であります。黄色で囲んだ部分は前年度までに制御信号線と器具のLED化が完了している部分であります。次に緑色で囲んだ部分は制御信号線は新設完了しておりますが、器具につきまして未更新の箇所であります。青色で囲んだ部分及び青線の部分は制御信号線と器具につきまして、未更新の箇所であります。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第65号から議案第73号までの説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後4時30分 延 会